

(社)愛産協 第30回通常総会



産業廃棄物業優良化セミナー開催

実務者研修会開催

暴力追放セミナー報告

電子マニフェスト説明会報告

中部地域協議会「電子マニフェスト普及促進説明会」報告



社団法人

愛知県産業廃棄物協会

<http://www.aisankyou.com> E-mail: info@aisankyou.com

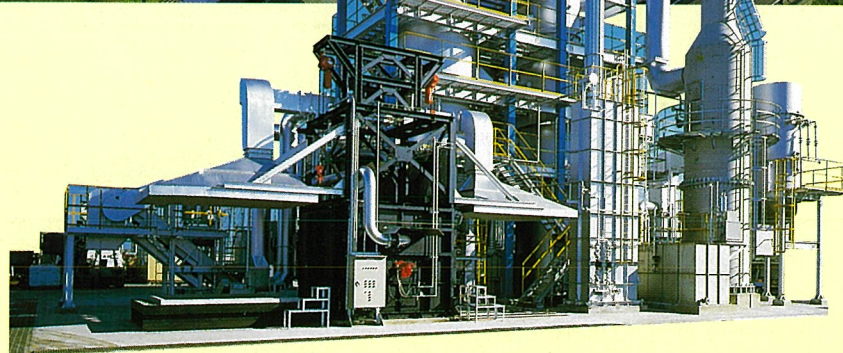
4つの焼却システムで多種類の廃棄物を完全燃焼 環境管理も最新設備で万全

●ロータリーキルン炉による焼却

●バーナー噴霧による焼却

●台車炉による焼却

●揺動式ストーカー炉による焼却



近藤産興の
産業廃棄物焼却プラント
飛島工場

近藤産興株式会社

〒457-8535 名古屋市南区浜田町1-10
TEL.052-614-2511 FAX.052-611-5826

飛島工場

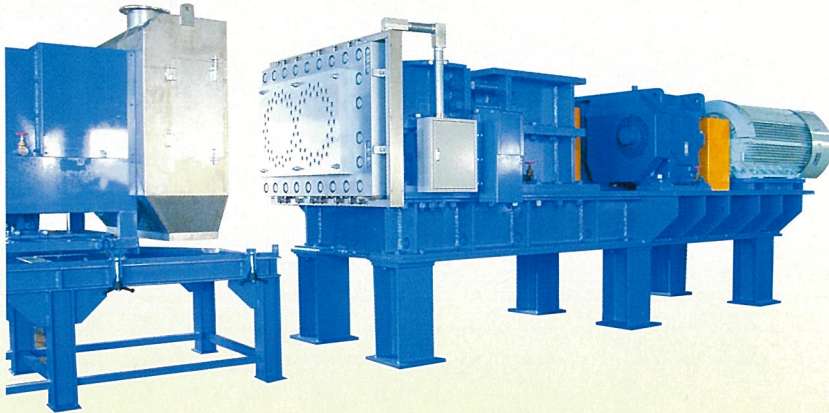
〒490-1435 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷字東梅15
TEL.05675-5-2847 FAX.05675-5-0506

キレイな環境づくりに多大に貢献する タジリの総合再資源化技術

熱圧縮減容成形機

ウエストポーター

プラスチック及び紙屑、木屑等を圧縮し、ソーセージ状(φ25mm～φ150mm)のRPF(固形燃料)にすることが出来ます。



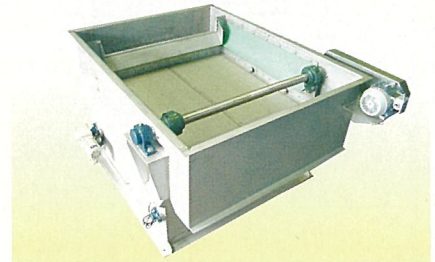
(タイプ：12種類) ニーズに合わせてご利用下さい。

- スクリューは六角形スクリュー軸に差込方式且つ分割式の為、メンテナンスが簡単です。
- センサー管理の安全タイプ。
- ノズルを用途に応じてセットし、ダスト燃料が調整できます。

水処理システムユニット

TSS型 振動スクリーン

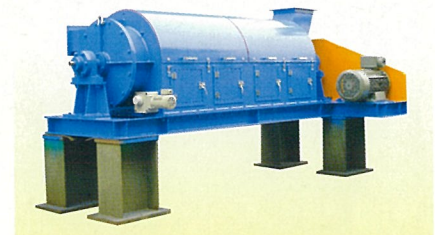
環境への配慮から、廃水・廃液中の混入物質を分離除去する装置です。



パドル式水洗脱水・乾燥機

廃プラスチックを水で洗浄し、遠心力を利用して脱水する装置。

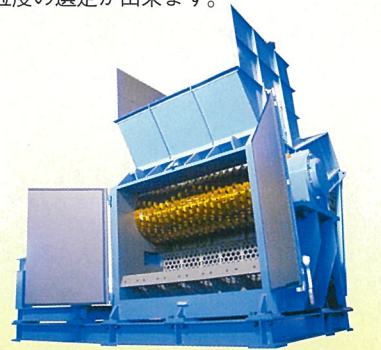
含水率35%前後の廃プラを5%程度までに高性能脱水。連続的に脱水を行うため、短時間でスピーディーな処理が可能。処理能力500～2000kg/hまでラインナップ。



一軸式破碎機

バイトローター

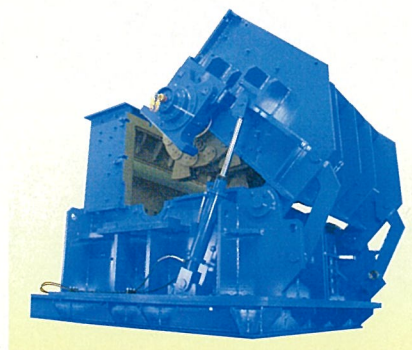
プラスチック・ゴム等軟らかいものから、木材・巻取ロール・雑誌等の堅い物まで効率良く破碎します。又、スクリーンの交換で粒度の選定が出来ます。



一軸式縦型破碎機

ロータリーハンマー

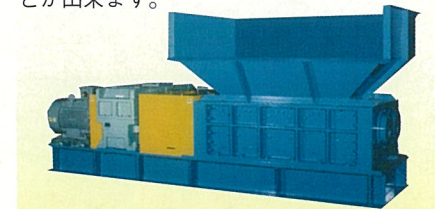
衝撃型破碎方式のため、廃家電製品・木材外壁等の硬質系廃棄物を瞬時破碎処理出来ます。



粗大ゴミ・不燃物の二軸強力破碎機

ストロングクラッシャー

粗大ゴミ、不燃物などをせん断、圧縮、引張作用により破碎処理します。又、破碎物の大きさは、破碎刃の形状により変えることが出来ます。



その他営業品目

- ホッピングスクリーン：残渣選別機
- プレスコンパクター：空缶圧縮機
- ウルトラクラッシャー：油圧式破碎機

地方自治体及び産業廃棄物関連施設の不燃ごみ・粗大ごみリサイクルプラント、RPF製造プラント、ビン・缶リサイクルプラント



製造・発売元
ISO9001 認証取得
株式会社

タジリ

〒369-1108 埼玉県大里郡川本町田中357-1
TEL.048-583-3525 FAX.048-583-3527
URL <http://www.tajiri.co.jp> E-mail info@tajiri.co.jp



MEIKI
CLEANER

環境の未来をいちばんに考え、
あらゆる分野の廃棄物の収集運
搬、処理システムを実現しました。

生産、廃棄は一連の社会メカニズムです。
当社は企業、工場、医療機関、スーパー、
飲食店等あらゆる分野の排出事業者の
ニーズに応え、最適で多彩な収集車輛と
独自の焼却処理システムで環境保全に
最優先のシステムで取り組んでいます。



産業廃棄物収集運搬・処理許可業者

株式会社 **明輝クリーナー**

本社／豊橋市若松町字中山101の34 〒441-8123

TEL.0532-25-1026 FAX.0532-25-1227

原町工場／豊橋市原町字南山1-99 〒441-3111

TEL.0532-41-7530 FAX.0532-43-0165

豊川営業所／TEL&FAX.0533-83-3778

循環型社会
推進企業をめざす

ASS
AMA SEISOU

廃棄物を明日に残さない
環境保全の約束です。

明日を
ベストゼロエミッション。

《14年対応最新設備の燃焼施設完成》

収集運搬



選別

再資源化



焼却



株式会社
海部清掃

■ 本社／愛知県海部郡菟目寺町大字西今宿字平割二6番地
TEL.052-441-5353 FAX.052-441-5427

■ 美和営業所／愛知県海部郡美和町大字ニツ寺字上長2番1
TEL.052-442-8493 FAX.052-442-8508

業 務 内 容	産業廃棄物許可		特別管理産業廃棄物許可		一般廃棄物許可
	収集運搬	愛知県・名古屋市・豊田市・ 豊橋市・岡崎市・岐阜県・ 三重県・長野市・長野県	収集運搬	愛知県・名古屋市・豊田市・ 豊橋市・岡崎市・岐阜県・ 長野市・長野県	愛西市・一宮市・稲沢市・大治町・ 春日井市・蟹江町・北名古屋市・ 清須市・七宝町・菟目寺町・津島市・ 美和町・弥富市
	処 分	愛知県 ・中間処分／圧縮・選別、焼却、 選別、破碎・選別	処 分	愛知県 ・中間処分／焼却	

廃油・廃酸・廃アルカリ・油泥・汚泥の処理 および資源リサイクルはダイセキにお任せ下さい。

ダイセキは、「限られた資源を活かして使う」をテーマに、廃棄物の資源リサイクル化を徹底して追求しています。あらゆる産業分野から発生する廃棄物の新しい価値創造を目指して、研究・開発を進め、潤滑油、工作油系の再生・油混じりスラッジからの油分回収、廃油からの再生燃料化、有機汚泥、石油スラッジから固形燃料化。そして廃棄物からの各種資源化ではセメント原料化、建材原料化、非鉄金属原料化等に大きな成果を上げています。

また、引火性、腐食性、毒性を持つ「特別管理産業廃棄物」の中間処理の許可を、全国10工場で受け、収集運搬も全国80都府県市の許可を取得した産業廃棄物の総合企業です。

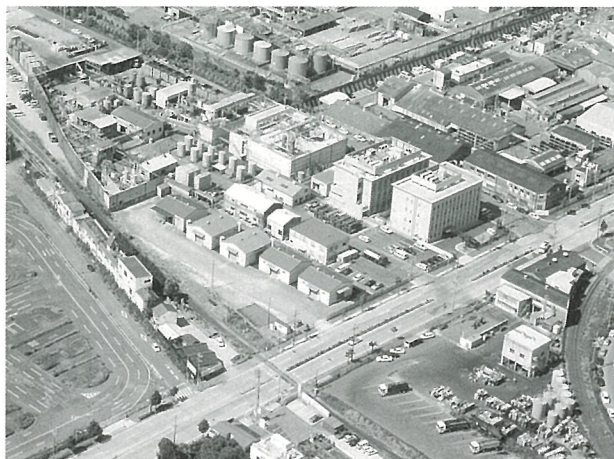
特別管理産業廃棄物
産業廃棄物処理

環境メンテナンス
工事・防災

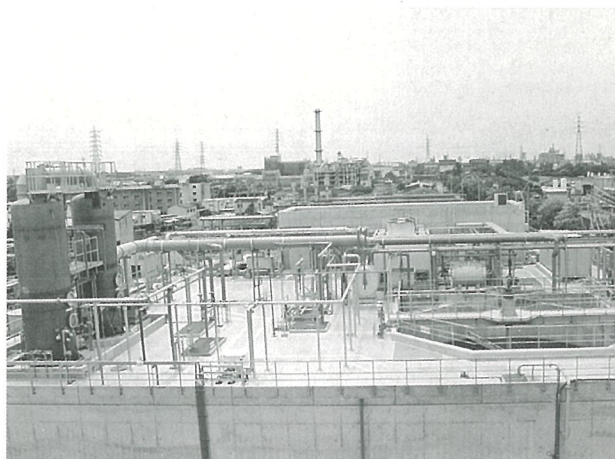
資源リサイクル

環境分析・研究

石油・化学



本社・名古屋事業所



名古屋事業所・水処理施設

全国ネットで展開

Daiseiki

東証・名証市場第一部上場

株式会社 **ダイセキ**

ホームページ <http://www.daiseki.co.jp>

本社・名古屋事業所 〒455-8505
北陸事業所 〒924-0028
関西事業所 〒674-0093
九州事業所 〒808-0109
関東事業所 〒327-0816
千葉事業所 〒299-0268

名古屋市港区船見町1-86
石川県白山市相川新町899
兵庫県明石市二見町南二見21-6
北九州市若松区南二島4-13-3
栃木県佐野市栄町14-10
千葉県袖ヶ浦市南袖23-8

TEL.(052) 611-6321 FAX.(052) 611-0160
TEL.(076) 275-6585 FAX.(076) 275-6791
TEL.(078) 949-1180 FAX.(078) 949-1315
TEL.(093) 701-2016 FAX.(093) 791-5219
TEL.(0283) 24-8006 FAX.(0283) 22-7408
TEL.(0438) 62-8798 FAX.(0438) 64-0019

環境プラント設計・施工、環境分析・ダイオキシン測定、土壌汚染調査・浄化、環境機器販売

株式会社 **ダイセキ環境ソリューション** 〒455-0027 名古屋市港区船見町1-86 TEL.(052) 611-6350 FAX.(052) 611-4022
ホームページ <http://www.daiseki-eco.co.jp>

(社)愛知県産業廃棄物協会 第30回 通常総会	2
事業計画、予算案が承認される	

行政ニュース

資源循環推進課の主要事業 廃棄物監視指導室を含む	愛知県環境部資源循環推進課 .. 13
産業廃棄物処理業許可申請等に関する事務取扱の変更について	名古屋市環境局事業部産業廃棄物指導課 .. 15
豊橋市産業廃棄物処理基本計画改訂版の概要	豊橋市環境部廃棄物対策課 .. 16
平成19年度 産業廃棄物行政担当名簿	18

法令ニュース

産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について (通知)	
環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長	19

協会ニュース

産業廃棄物業優良化セミナー開催	24
愛産協主催の第2回産業廃棄物処理に係る「実務者研修会」が開催	25
暴力追放セミナー報告	26
電子マニフェスト説明会が午前、午後の2回開かれました	27
中部地域協議会「電子マニフェスト普及促進説明会」報告	28
「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」について (通知)	33
平成19年度 産業廃棄物に関する講習会日程	34
<コラム>循環資源市況だより [古紙市況]	35

支部ニュース

[尾張北支部] 尾張事務所廃棄物対策課から講師を招いて「勉強会」開催	36
[尾張南支部] 半田警察署警部補を講師に招いて「交通安全講習会」開催	36
[東三河支部] 新年会開催	37

青年部会ニュース

平成18年度 臨時総会及び新年会開催	38
2月全体会議「間伐体験学習」を実施	39

新会員紹介

(株)朋栄社・(株)三四四・(有)メイコウ工業	40
(有)河口商店・名成産業(株)・(有)東海技建・ダイキ建設(株)	41

事務局だより

理事会報告	46
入会・退会状況	47

趣味倶楽部

釣りは自然や環境の奥深い意味を教えてくれる

モリ環境衛生センター(株) 代表取締役 森 延博さん .. 42

法律相談 相続、18 ————— 協会顧問 弁護士 楠田 堯爾 .. 45

連載

社団法人 愛知県産業廃棄物協会

第30回 通常総会

事業計画、予算案が承認される



平成19年度の事業計画案とそれに伴う予算案を決める（社）愛知県産業廃棄物協会の第30回通常総会が3月26日（月）午後1時30分から名古屋市中区金山のホテルグランコート名古屋の7階グランコートで、会員460名（委任状含む）が出席して盛大に開催されました。また、総会後には戸塚ヨットスクール校長の戸塚 宏氏による「今日の教育荒廃を考える時」と題する講演会が行われ、年度末の忙しい時期にもかかわらず大勢の会員が耳を傾けていました。

総会は午後1時30分、増田昇副会長の司会で進行し、相木邦昭常務理事の開会の辞ではじまりました。最初に近藤成章会長が挨拶し、経済、産業など恵まれた愛知県の現状を述べ、「産廃業界は今、優良事業者育成と電子マニフェストの普及促進という2つの大きな課題に向けて協会を上げて取り組み、平成19年度の事業計画で、その真価が問われています」と協会員の一層の協力を呼びかけました。



開会挨拶をする近藤会長

続いて、議長に中嶋久夫副会長を選出し、議事録署名人に川根 武、永井良一両理事を選任して議案審議に入り、須本康夫専務理事が議案の説明をしました。



議長に選出された中嶋副会長

■第一号議案 平成19

年度 事業計画（案）について

■第二号議案 平成19年度 収支予算（案）について

議案は第一号議案、第二号議案それぞれに関連があるため一括して提案審議され、全会一致で原案通り承認されました。

事業計画では社会情勢を踏まえ、新年度の重点施策として

- (1) 電子マニフェストの普及促進
- (2) 循環型社会実現に向けて

の技術等資料の整備

(3) 最終処分場の確保

(4) 実務基礎コース研修会の実施

の4つの取り組みとそれに沿った具体的な事業の内容が提案されました。
(4～10頁参照)



議案説明をする須本専務理事

伊藤博之理事の閉会の辞で総会は終了しました。総会后、同会場で戸塚ヨットスクール校長の戸塚宏氏を講師に招いて講演会が行われました。

精神とは何か。科学的な根拠のない教育論は精神という定義が欠けている。人間はどういう時に生きようとするのか。人間の持っている本能を開発することが大切である。生きる力を開発することが人間性を高め、徳育を育てることであり、欧米合理主義に日本人が古来より持っていた精神論はない。武士道こそが人間性を高める様々なノウハウを持っていると熱のこもった講演をされました。



平成19年度 事業計画

はじめに

21世紀は、地球温暖化防止における排出ガス抑制やクリーンエネルギーへの転換等、環境問題への取り組みは世界中の国々の大きなテーマです。

今、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を脱却し、持続可能な循環型経済社会を構築することが急務であります。これを背景に環境省は、先進的な循環社会の構築を一層進めるための施策として、本年度に「循環型社会形成推進基本計画」を見直し、新たな計画を策定し、社会全体の仕組みを再構築することにより、廃棄物のエネルギー利用やバイオマス資源など様々な未利用資源を有効に活用する新しいビジネス等を創出することで、循環型地域作りを加速し、持続可能な社会作りを進めていく構想が始められているところであります。

愛知県でも、昨年、「第1回3R推進全国大会」が開催され、行政、民間NPO団体等の各種リサイクルの取り組みが紹介されました。当協会も初めての試みとして各種廃棄物リサイクル品の展示を行い、各層より大変な好評を頂きました。今後も皆様のご協力を仰ぎながら業界のイメージアップにつなげて行きたいと考えております。

このように官民挙げて資源循環の取り組みを推進する中、日本で昔からいわれた言葉で、現在、我々が忘れかけていた「もったいない」の知恵と精神が全世界に広められつつあります。国民各層においても3Rの意識が高まり、行動面でもライフスタイルに変化の兆しが現れてきました。

私たち廃棄物処理業界にも何らかの構造的変化が求められる転換期を迎えつつあることは間違いありません。しかしながら、昨今、新聞紙上を賑わしているフェロシルトの問題では、廃棄物のリサイクルに名を借りた大規模不法投棄事件へと社会問題化し、ひいては循環型社会形成に大きな汚点を残し、

リサイクルの機運に水をさす事例が起きました。

これらを踏まえ、国は産業廃棄物行政の課題として、構造改革と負の遺産の解消を大きな2本柱に掲げ、構造改革の面では「規制強化」「優良事業者の育成(遵法性・情報公開性・環境保全への取り組み)」「電子マニフェストの普及促進」を掲げており、負の遺産の解消にあつては「PCB・アスベスト廃棄物対策」を取り上げております。

以上のように、私たち業界を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあります。加えて最終処分場確保難による残余容量のひっ迫、産業廃棄物処理施設に対する住民不信など経営的課題を抱えておりますが、一人一人が住民の安全・安心の確保を図るなど社会的責任を果たし、近代化へ向けてレベルアップを図り時代の流れについていかなければなりません。

また、電子マニフェストについては、環境省は普及率を平成20年に30%、22年には50%とする目標を掲げ、排出事業者はもとより廃棄物処理業者に対しても強力に普及拡大を図ることとしております。全産連も当業界の普及目標率を平成20年に20%、平成22年に30%の達成を約束しております。特に全国1位の紙マニフェスト販売実績の当協会においては、積極的に協力する必要に迫られています。

これらの社会情勢を踏まえ、

I 電子マニフェスト普及推進

法12条3の第6項でマニフェストの報告義務について、経過措置で当分の間、適用猶予となっていました。平成18年7月26日の規則・附則改正によって、総てのマニフェスト交付者に対して19年度のマニフェストの交付実績状況を平成20年6月に知事に報告するように義務づけられました。これらをかんがみ、全産連では、紙マニフェスト頒布枚数の多い協会より重点的に電子マニフェス

トの普及促進を積極的に図っていくことが機関決定しました。

これに伴い、当協会は電子マニフェスト普及促進方法として、排出事業者・産業廃棄物処理業者にとって、経営及び事務の合理化推進が可能な仕組みが重要な課題になることから、協会としては、電子マニフェストと紙マニフェストの融合を図りながら、行政報告書、委託契約書、帳簿が一体化されたシステムを構築して、業界の過剰負担軽減策と利便性を求めたシステムの構築を図り、電子マニフェストの普及に対応していきます。

Ⅱ 循環型社会実現に向けての技術等資料の整備

近年、各種環境処理技術やリサイクル技術、バイオ技術等の情報が氾濫しており判断に困る状況にあります。会員の皆様も自社の環境経営構築に対して、基礎的に体系化された技術情報の整備の必要性に迫られていると推測されます。

また、協会においても県の推進する資源循環型社会の構築に向けたプロジェクト等に対し、適宜、意見・要望を提案していける体制整備が必要であり、本年度は廃棄物業界が今、問題になっているアスベストやリサイクルの新技术等の実務的な資料の整備に努めていきます。

Ⅲ 最終処分場の確保

最終処分場の整備は、当協会においても重要課題と考えております。最終処分地はたとえ循環型社会が構築され3Rが進んだとしても、全てを資源化することは困難であり、また、災害時等の非常時の対応のためにも必要不可欠であります。併せて、最近特に問題となっている建築物のスクラップ&ビルドに伴い排出するアスベスト廃棄物は、今後、益々の増加が予想されますが、国が打ち出している無害化処理施設（溶融施設）等の整備には、未だかなりの時間を要し、最終処分場は

必要な施設であります。

住民の安全・安心の確保や業界の基盤確保を図るためにも、産業界及び公共関与の最終処分場の早期整備を関係機関に働きかけてまいります。

Ⅳ 実務基礎コース研修会の実施

産業廃棄物の取り扱いは法令などで微に入り細に入り規定されており、かつ、法令の解釈が複雑であり、これらを総て理解して企業活動を行うことは、長年、廃棄物処理に携わっているプロであっても難しいのが実情です。実務に携わる方が基本的な事柄について見落とし、知らず知らずに違反しているケースがあります。協会では、適正処理の推進に資するため排出事業者及び産業廃棄物処理業者の実務担当者を対象として昨年度に引き続き「実務基礎コース研修会」を開催します。

以上の施策を重点として、各種の本年度事業を次のとおり実施してまいります。

1 組織強化・拡充事業

(1) 新規会員の加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と業界の社会的地位の確立を図る上で大変重要な課題である。県内の未加入処理業者、排出事業者に対し、「協会事業案内」等を活用し、積極的に加入を働きかけ、会員の増加を図り組織の強化を目指す。

(2) 「資源循環型社会対応技術情報」の整備・資料作成

平成18年度に実施した「地球環境保全と循環型社会構築に向けての基礎調査」に引き続き、本年度は、環境経営構築の基礎資料となるリサイクル等資源循環技術情報を

整備する。

(3) 部会活動の積極的推進

収集運搬部会、中間処理部会、最終処分部会、医療廃棄物部会及び建設廃棄物部会において、それぞれの専門分野における対応課題について、検討を積極的に進める。

(4) 青年部会の育成

次代の業界を担う人材の健全な育成を図るため、青年部会の活動に対し助成金を支出するとともに、意見・情報交換を行い積極的に支援する。

2 調査・研究事業

(1) 産業廃棄物処理状況実態調査

産業廃棄物の適正処理並びに再生利用、再資源化等に必要な資料を収集するため、実態に沿った調査等を実施する。

(2) 法令・行政情報、関係団体・専門誌等からの情報収集、提供

①情報収集・公開

循環型社会への対応及び産業廃棄物の適正処理に関する法令・書籍・専門誌・機関誌・関連機器メーカー等の各種情報を収集・整理し、常時協会事務所において会員のみならず、広く一般にも情報公開する。

②「INDUST」の無料配布

(社)全国産業廃棄物連合会発行の月間総合専門誌「INDUST」を一括購入し、正会員に無料配布する。

③ 産業廃棄物関連記事切り抜きダイジェスト版の発行

産業廃棄物の適正処理に関する法改正や循環型社会の構築に向けた動向は、今

後、産業廃棄物処理業が大きく影響を受けることが予想されるため、これらについて、情報収集、職場意識の高揚、ビジネスチャンスのヒントに活用できるよう業界専門誌以外の日刊新聞の廃棄物に関連する記事を切り抜きダイジェスト版にまとめ、原則として隔月に発行し全会員に配布する。

3 研修事業

(1) 各種講習会・研修会の開催

循環型社会の構築や産業廃棄物の適正処理に関する認識を深めるとともに、法令・処理技術の知識習得、労働安全衛生の意識高揚を図り、資質の向上に資するため各種講習会・研修会を開催する。また、行政機関、他団体が開催する講習会・研修会の情報収集を行い、参加案内する。

①産業廃棄物処理実務者研修会、②法令講習会、③技術講習会、④労働安全衛生講習会、⑤経営改善講習会、⑥暴力追放セミナー

(2) 施設見学会の実施

産業廃棄物のリサイクル施設等、先進処理施設の管理運営状況を学ぶため、施設見学会を実施する。

4 相談・指導事業

(1) 会員への相談・指導

産業廃棄物処理業に係る許認可、届出等各種申請に関する事務手続き、融資・助成金に関する事項、事故防止、暴力団対策に関する相談に対して、各種資料の提供や適切な助言及び指導を行う。

(2) 排出事業者等への適正処理の推進

排出者からの臨時処理委託には当該地区の会員を紹介斡旋し、適正処理の推進を図る。

(3) 各種相談・指導の充実

法律、経営、経理や最近増加の法改正や契約等の問題について、事業者の個別相談に対応する。

(4) 顧問弁護士の委嘱

楠田法律事務所所長楠田堯爾氏に協会顧問弁護士を委嘱し、会員の相談等に対応する。

(4) 行政との啓発事業の共同実施

廃棄物等の現状や課題に対する理解を得るため、排出事業者・県民・行政・処理業者が連携し、啓発事業を共同で実施する。

(5) 環境展等への出展

環境展等の機会を積極的に活用し、産業廃棄物処理事業を通じて資源循環型社会の構築に取り組む協会会員の現状を広く社会に情報発信することにより、業界の社会的地位向上を図る。

5 普及・啓発事業

(1) 機関誌「循環あいち」の発行

循環型社会構築に向けた対応をすべく、本年度は、産業廃棄物業に係る業界の動向、行政ニュース(法・条例・行政指導等)、協会の活動状況、会員相互の親睦や交流の場を設けるなど「循環あいち」の内容を更に充実して発行し、会員・行政機関・各種団体等に配布する。

(2) 協会事業案内の活用

本年度は協会事業案内を全面的に改訂し、排出事業者に対し、協会の事業内容を広く周知することにより、会員が優良処理業者として認知いただくと共に、入会案内としても利用し未加入者の積極的な入会を促進し、会員の増加、組織の強化を図る。

(3) インターネット・ホームページの内容充実

新鮮で広範囲な情報を広く提供するため、新着情報、最新法令情報等を更に充実し、内容をリアルタイムで更新していく。

6 不法投棄防止活動

(1) 不法投棄パトロールの実施

6月の環境月間に、支部毎に管内をパトロールし、不法投棄や野焼き・過剰保管等を調査・集約の上、関係行政機関へ報告し指導等を要請する。

(2) 不法投棄撤去作業の実施

廃棄物の不法投棄によって環境保全上、著しく支障があると判断された場合は、支部において地域住民・関係行政等と共同で撤去作業を実施して、地域の環境保全に努める。

(3) 愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会等への協力

愛知県の「適正処理推進会議」「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」に各役員が参加するとともに、情報交換、各種施策に積極的に協力し、不法処理の防止に努める。

7 福利厚生事業

(1) 中部産業廃棄物厚生年金基金の動向の把握

中部産業廃棄物厚生年金基金は、年金資金が改善しつつあるが、今後の動向について、引続き中部産業廃棄物厚生年金基金の理事会・代議員会等を通じて動向を把握するとともに意見具申していく。

(2) 産業廃棄物処理従業員共済制度の維持

産業廃棄物処理業の経営体質の強化と万一の事故に備えるため、中部自動車共済との契約を継続し、加入者の増加を図る。

(3) 親睦・交流行事の開催

会員及び従業員の親睦・交流を図るため、ボウリング大会、ゴルフ大会を開催する。

8 支部活動の推進

会員組織の強化及び協会事業の円滑な運営と支部会員相互の交流、情報交換、不法投棄防止活動等地域に密着した活動を積極的に推進するため、各支部に対し助成金を支出するなど、支部活動を支援する。

9 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、また、事業活動を通じて当協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え顕彰するため、当協会会長名による表彰を行う。

10 関係行政機関・関係団体の施策への協力

(1) 関係行政機関との連携強化

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位向上を図るとともに、的確な情報収集のため、県・市行政と愛産協との懇談会を始め各種会議等を開催し、行政機関との関係をより一層強化する。

(2) (社)全国産業廃棄物連合会、中部地域協議会、他の関係団体との連携強化

産業廃棄物の広域処理の見地から、(社)全国産業廃棄物連合会、その他中部圏の産業廃棄物関係団体との連携を密にし、全国的、広域圏的レベルでの産業廃棄物に関する情報の収集に努め、広域的な組織の連携・結束を図る。

(3) 電子マニフェストシステムの普及

当協会は全国一の紙マニフェスト頒布実績の多いことから、積極的に対応する必要があると判断されるので重点事業で示したように電子マニフェストの普及を図っていく。

(4) 紙マニフェスト用紙の頒布事業

産業廃棄物の適正処理を図るため、(社)全国産業廃棄物連合会・建設九団体副産物対策協議会と協力して、紙マニフェスト用紙の頒布を行う。

(5) 産業廃棄物処理業の許可申請に係る講習会の協力

(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する、産業廃棄物処理業の許可申請に係る講習会の協力団体として、開催日程検討・会場確保、受講申込み受付、講習期間中の受付業務等を協力して実施する。

平成19年度 収支予算

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

■収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
入会金収入		900,000	900,000	0
	入会金収入	900,000	900,000	0
会 費 収 入		81,700,000	81,700,000	0
	正会員会費収入	78,400,000	78,400,000	0
	賛助会員会費収入	3,300,000	3,300,000	0
補助金等収入		25,600,000	25,600,000	0
	マニフェスト頒布助成金	16,000,000	16,000,000	0
	講習会助成金	9,000,000	9,000,000	0
	公益事業助成金	600,000	600,000	0
事 業 収 入		3,100,000	1,000,000	2,100,000
	研修会等収入	2,100,000	0	2,100,000
	機関誌等広告収入	1,000,000	1,000,000	0
負担金収入		1,000,000	1,000,000	0
	負担金収入	1,000,000	1,000,000	0
雑 収 入		500,000	1,000,000	△500,000
	雑 収 入	500,000	1,000,000	△500,000
当期収入合計 (A)		112,800,000	111,200,000	1,600,000
前期繰越収支差額		36,000,000	35,000,000	1,000,000
収 入 合 計 (B)		148,800,000	146,200,000	2,600,000

■支出の部

(単位：円)

勘 定 科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
事 業 費		87,850,000	85,750,000	2,100,000
	給料手当	8,000,000	8,000,000	0
	賃 金	3,500,000	800,000	2,700,000
	福利厚生費	1,500,000	1,500,000	0
	会 議 費	6,500,000	6,200,000	300,000
	旅費交通費	3,000,000	3,000,000	0
	通信運搬費	3,500,000	4,000,000	△500,000
	消耗什器備品費	50,000	50,000	0
	消耗品費	500,000	1,000,000	△500,000
	印刷製本費	8,000,000	9,000,000	△1,000,000
	機関誌発行費	8,300,000	8,000,000	300,000

	賃借料	2,000,000	2,000,000	0
	諸謝金	1,000,000	500,000	500,000
	図書費	11,200,000	11,200,000	0
	広告料	1,200,000	1,500,000	△300,000
	負担金支出	4,000,000	4,000,000	0
	助成金支出	9,600,000	9,000,000	600,000
	委託費	14,500,000	13,500,000	1,000,000
	雑費	1,500,000	2,500,000	△1,000,000
管理費		56,800,000	56,300,000	500,000
	給料手当	12,000,000	12,000,000	0
	役員報酬	6,000,000	6,000,000	0
	退職金	500,000	500,000	0
	退職共済掛金	500,000	300,000	200,000
	法定福利費	4,000,000	4,000,000	0
	福利厚生費	500,000	500,000	0
	会議費	6,300,000	6,000,000	300,000
	旅費交通費	3,300,000	3,300,000	0
	通信運搬費	1,500,000	1,500,000	0
	消耗什器備品費	50,000	50,000	0
	消耗品費	800,000	800,000	0
	修繕費	100,000	100,000	0
	印刷製本費	1,000,000	1,000,000	0
	光熱水料費	700,000	700,000	0
	賃借料	13,600,000	13,600,000	0
	保険料	200,000	200,000	0
	図書費	750,000	750,000	0
	租税公課費	1,300,000	1,300,000	0
	顧問料	1,000,000	1,000,000	0
	渉外費	1,500,000	1,500,000	0
	雑費	1,200,000	1,200,000	0
協会運営安定積立金		0	0	0
	協会運営安定積立金	0	0	0
予備費		4,150,000	4,150,000	0
	予備費	4,150,000	4,150,000	0
当期支出合計 (C)		148,800,000	146,200,000	2,600,000
当期収支差額 (A-C)		△ 36,000,000	△ 35,000,000	0
次期繰越収支差額 (B-C)		0	0	0

第30回 通常総会 講演会 「今日の教育荒廃を考える時」

講師：戸塚ヨットスクール校長 戸塚 宏 氏



教育再生会議は失敗？

今、教育再生会議を盛んにやっていますが、あれは原因をつかんでいないので失敗です。例えばニートと引きこもりは500万人といわれています。彼らは一生働けず、将来的に生活保護対象になります。それを支える能力が国にあると思いますか？

少子化問題よりもニート、引きこもりの問題は直接的な問題といえるのに教育再生会議では触れていません。いじめが悪いとか体罰は少し認めるとかやっています。いじめをなくすと日本は潰れます。いじめは何のためにあり、どういうことをしているのかを知らずに「いじめが悪い」となっています。

以前は「体罰反対」でした。日教組が「体罰は悪なり」というのをを使って、それにマスコミがのりま

した。しかし体罰が何かを全く知りません。体罰は何で、どういう目的か、メリット、デメリットは何かを定義しないと、何をやっても体罰です、科学的根拠がありません。善悪の定義をしないと「体罰は悪」は成り立ちません。しかし彼らにはできません。

ハードではなくソフトが問題

交通事故が起こる、自動車そのものが悪という人は誰もいません。それは運転の仕方の問題でソフトの問題です。ところが体罰に関しては、体罰の仕方、ソフトが問題なのに「体罰が悪」というハードの問題になっています。これは非論理性です。つじつまがありません。そこから直さないことには教育荒廃が直ることはありません。

日本の裁判にも非論理性が出ています。新聞が騒ぐことで逮捕されると保釈されません。ですから拘留されているあいだ心理学を勉強しました。私は理系の人間です。理系の人間は定義や法則を抑えます。心理学の定義は「精神とは何か」です。しかしどの辞典を読んでも「精神とは何か」はありませんでした。哲学辞典、精神医学辞典を見てもありません。精神とは何かを解明しないで論を進めています。7、8割はうそです。結局ヨーロッパ流の精神の元は精神とは何かを知らずに論を進めています。教育学もそうです。権利についてもそうです、江戸時代からそれは間違っています。司法、立法、マスコミも日本の文科系のトップが意味を知らないのです。今は教育の仕方ばかり論じていますがそんなものではありません。

例えば、池に落ちたら「柵をしない者が悪い」、



木から落ちたら木を切るという風潮ですが、生まれてずっとけがをしない子供、悪いことを知らずに育った子供はどうなるでしょうか。ダメになるに決まっています。小学校の頃に本能的に物を生産する能力がインプットされます。しかし何かの刺激が足りず育たなかったのがニートです。これは後からでは育ちません。

原因を調べると腹が減ったことがないのです。空腹感が物を生産しようとする本能を開発します。しかしそういう経験のない子は物を生産しようとしません。あとは責任感、理性で何かをさせようとしませんが、彼らは仕事を苦痛としてやっているので嬉しくありません。働くことは苦しくても、働いた後の喜びを感じるので続くものですが、彼らは生産や労働に喜びを感じないので働けません。

昔の子供の遊び、橋の欄干を歩く、木に登るということは生きるか死ぬかの経験をしているのです。その経験が今の子はありませんから子供は生きようとしません。生きる能力がないと他の能力も出てきません。

命が何よりも大切ならばそれを誰が守るのか、それは生きる力をつけることです。

生きる力を育てる

人間として一番必要なのは人間性の向上です。ところが現代は知育ばかりやってしまったので人間性の低い人間ができてしまいました。人の気持

ちが解らない、考える力もない人間が出来上がっています。そのために大切なのは小学校の頃です。不快を発生しないことには進歩しません。

子供を殺す親がいます。それは母性愛が無いのです。母性愛は何かの刺激で育ちます。その刺激を見つけないと母性愛のない母親が増えます。

生きる力も母性も刺激を受けて育つものであるにも係らず現代社会ではその刺激を制限して経験できなくなっています。今必要なことは本能を開発する刺激です。子供は遊びたいのです、その中には必ず本能を確実にするものがあるのです。人間として一人前になろうとするメカニズムがあるはずで、少なくとも小学校だけでも昔と同じようにする、勉強はしないで遊ぶ、並列でなく縦の遊びをさせることが必要だと思います。守るだけでなく痛み、苦しみも体験できる社会環境を再生することがこれからの日本を担う人間を育てるために必要なことだと思います。



資源循環推進課の主要事業

廃棄物監視指導室を含む

1 資源循環型社会形成の推進

県民、事業者、行政が一体となって3Rの取組を進めるとともに、産学行政が連携・協働して「あいちエコタウンプラン」を推進するための拠点である、「あいち資源循環推進センター」において、先導的・効果的な循環ビジネスの創出と事業化を支援・促進するとともに、県民や企業等に対する意識啓発と普及を図ります。

(1) あいち資源循環推進センターの運営

「あいち資源循環推進センター」を拠点として、循環ビジネスの発掘・創出、事業化の促進をはじめとした「あいちエコタウンプラン」に関する業務を産学行政の協働で実施します。

(2) 循環ビジネス創出会議の開催

異業種間の共同事業、事業者と研究機関との共同研究などのコーディネートを行う「循環ビジネス創出会議」を開催し、愛知県ならではの先導的な循環ビジネスを発掘・創出します。

(3) 愛知環境賞の実施

県内の企業・団体等において実施された環境負荷低減に関する先導的で効果的な技術、事業、活動、教育を「愛知環境賞」として表彰します。

(4) あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の策定

「あいちエコタウンプラン」によって創出された先導的・効果的な廃棄物のリサイクル技術と愛知万博で実証実験が行われた廃棄物を利用した新エネルギー技術とを組み合わせ、廃棄物をリサイクルするのみならずエネルギーとしても活用し、地域社会のゼロエミッション化を図るため、平成18年度に策定した基本構想に基づいて、県内各地

域の特性を踏まえた事業化構想を検討します。

2 廃棄物処理計画の推進

環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指して、廃棄物処理計画（計画期間：平成19年度～23年度）を推進します。

3 一般廃棄物処理対策の推進

(1) 適正処理の推進

一般廃棄物処理施設への立入検査を行うとともに、市町村等が行う一般廃棄物処理施設整備事業に対する補助を行います。

(2) 愛知県分別収集促進計画（第5期）の策定

一般廃棄物のなかで大きな割合を占める容器包装廃棄物の分別収集や再資源化を促進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき愛知県分別収集促進計画（第5期）（計画期間：平成20年度～24年度）を策定します。

4 産業廃棄物処理対策の推進

(1) 産業廃棄物の規制指導

産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の許可にあたり十分な審査を行うとともに、産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、廃棄物処理法、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例等に基づき、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施し、指導監督を行います。

(2) 自動車リサイクルの推進

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく登録許可事務、立入検

査を実施します。

(3) 産業廃棄物不法投棄等対策

産業廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理を防止するため、不法投棄等監視特別機動班による監視パトロールや民間業者による監視業務を引き続き実施し、徹底的な指導・監視の実施により、不法投棄の未然防止、早期発見を図ります。

(4) PCB廃棄物適正処理の推進

「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正保管や確実かつ適正

な処理を計画的に推進していきます。

5 広域廃棄物最終処分場の整備

事業主体である(財)愛知臨海環境整備センターの事務事業を指導し、衣浦港3号地に公共関与による広域廃棄物処分場の整備を推進していきます。

資源循環推進課 調整・広域処分グループ
電話052-954-6231 (ダイヤルイン)



産業廃棄物処理業許可申請等に関する 事務取扱の変更について

産業廃棄物処理業等の許可申請、変更届出に関する事務の取扱いにつきまして、一部を以下のとおり変更することになりました。追って本市ホームページにも公開いたしますので、ご確認をお願いいたします。他の自治体と取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは本市担当者にお尋ねください。

名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) から→申請書等ダウンロード→産業廃棄物とたどり、各許可申請、届出の項目をご覧ください。

1 申請等手続きに係る添付書類の様式（産業廃棄物処理業等許可事務取扱要綱）

添付書類の様式については、環境省から新たに標準様式が示されたことから、本市事務取扱要綱における関係様式を改めます。特に収集運搬車両については、写真の撮影方向を前面と側面に改め、運搬施設の概要を記載する様式に駐車場や運搬容器の記載欄が加わるなどの変更があります。

2 経理的基礎に関する審査の考え方（業務継続の経理的基礎に関する基準）

本市では現在、法人の経理的基礎に関する審査

の考え方について、自己資本比率の目安を30%とし、過去の経常利益の状況に応じて、許可申請時における中小企業診断士の経営診断書の要否を判断しておりますが、環境省通知に基づき自己資本比率の目安を10%とするなど、一部を緩和します。

3 変更する日

平成19年4月23日

ただし、添付書類の様式については平成20年3月末日まで旧様式でも受付いたします。

〈様式の例〉

様式第一号の2（規則第9条の2第2項第1号）
3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧				
車両の名称	形式・寸法	自動車登録番号	最大積載量 (kg)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

事務所の所在地

駐車場の所在地

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考

(3) 積替又は保管施設の概要

(日本工業規格 A列4番)

運搬車両の写真

自動車登録番号	車両の名称

前
面
写
真

注意事項

- ・車両の前面（真正面）を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。

側
面
写
真

注意事項

- ・車両の側面（真横）を撮影すること。
- ・名称等の車体の表示が確認できること（既に許可を有している場合には所定の事項が表示されていること。）。
- ・車両の全体像が確認できること（車体の表示が読み取りにくくなる場合は、あわせて表示の拡大写真を追加すること。）。
- ・荷台に何も載せていないこと。
- ・あおりを取り外していないこと。
- ・さし板をつけていないこと。

撮影 年 月 日

(日本工業規格 A列4番)

豊橋市産業廃棄物処理基本計画 改訂版の概要

○産業廃棄物処理基本計画とは

(1) 目的

「豊かで安心して暮らせる社会の構築に向けて、排出事業者、処理業者、市民、行政の各主体が意識し、連携し、それぞれの役割を果たすまち『とよはし』を基本理念に、基本方針、目標、行動計画を定めることを目的としています。

(2) 計画期間

平成14年度から平成23年度までの10年間

○基本計画改訂について

(1) 改訂の目的

計画を適切に実施するため、定期的な進捗状況の把握に努めるとともに、5年後を目処に実態調査を実施し、的確な進捗状況を把握すると計画に位置づけられています。さらに、各種リサイクル法の施行など社会状況の変化を盛り込むことにより、より現況に即した計画内容に改訂します。

(2) 方法

① 排出事業者の実態調査（平成17年度実施）

豊橋市内の産業廃棄物の排出事業者約2,400社に対しアンケート調査を実施し、その回答に基づき、発生量、排出量及び処理状況などのデータを収集し、これを基に平成16年度の産業廃棄物の各種実績数値を推定しました。

② 将来推計

当初計画の基礎データである平成11年度の実績値と平成16年度の実績値を比較・分析するとともに豊橋市の廃棄物の処理状況や各種経済指標などを予測に反映する中で、

将来的な廃棄物の排出量などを推計しました。

③ 計画への反映

産業廃棄物の将来推計及び各種法令の施行・改正や廃アスベスト・PCB廃棄物処理などの新たな社会状況の変化を勘案する中で、新たな課題の抽出や行動計画の策定及び数値目標を見直すことにより計画の改訂を行いました。

○産業廃棄物の将来予測

平成11年度と平成16年度の実績値を基に、毎年調査を行っている豊橋市内での産業廃棄物処理実績量の伸び率を参考に業種別の活動指標や卸売物価指数による補正を行うことにより、平成23年度までの排出量などの将来予測を立てました。

その結果、平成23年度の排出量は、当初計画の予測値1,516千トンに対し、9%増の1,646千トンとなりますが、各種リサイクルが進むと予想されることから再生利用量は26%増、中間処理による減量化量は3%増と見込みました。さらに、最終処分量は50%減の45千トンで、将来の排出量が増加しても現状のまま推移すると予測しました。

改訂後の目標

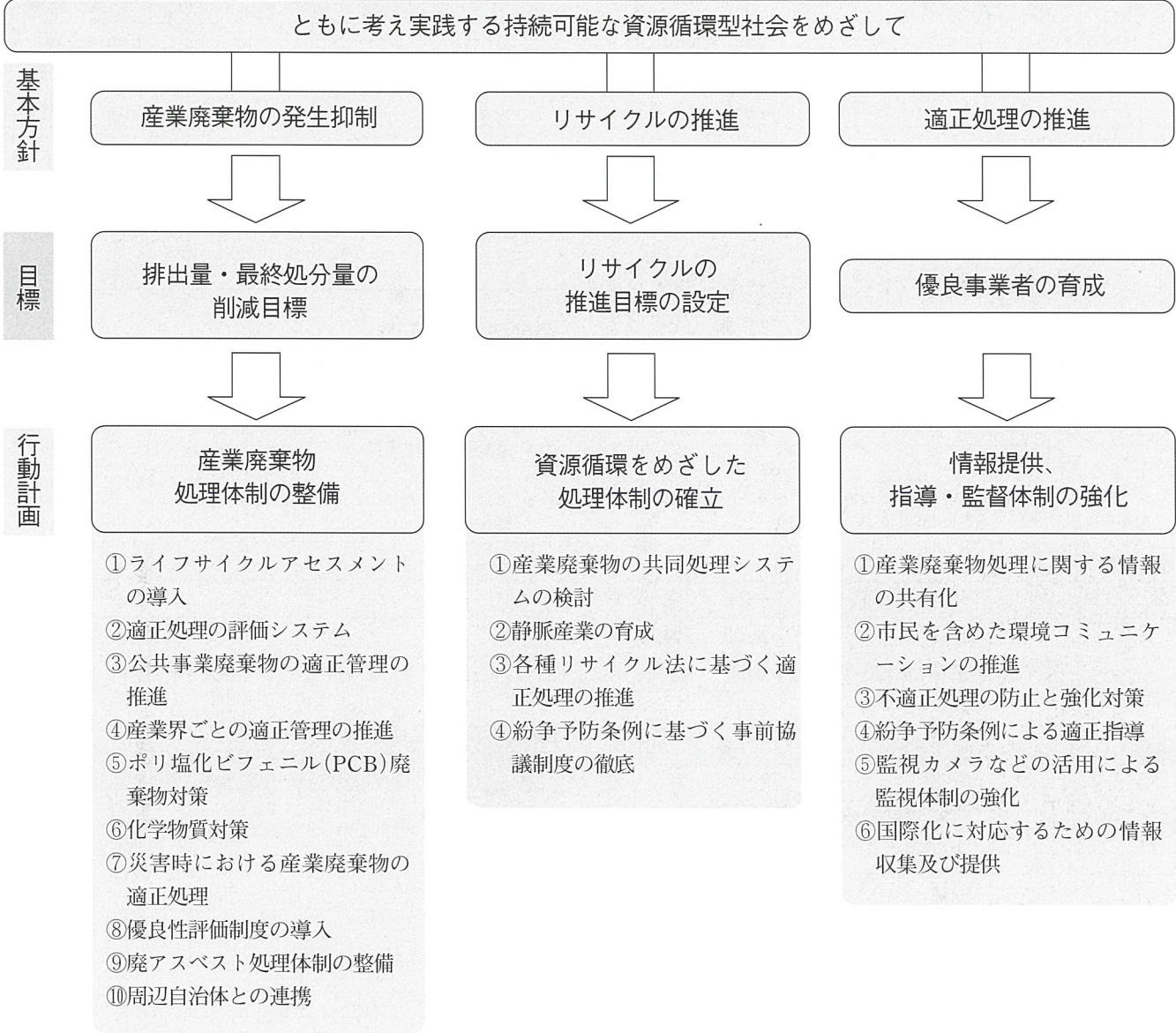
■ 排出量・最終処分量の削減目標

平成11年度に対し、平成23年度における排出量の増加を23%以下に抑制し、中間処理施設での減量化量を26%以上増加させることにより、最終処分量を半分以上に削減する。

■ リサイクルの推進目標

平成11年度に対し、平成23年度における再生利用量を31%以上増加させる。

豊橋市産業廃棄物処理基本計画の体系図



(単位：千トン)

区 分		平成11年度	平成16年度	平成23年度	
				当初計画	改訂計画
排 出 量	実績・予測	1,324	1,672	1,516	1,646
	目 標	—	1,414	1,488	1,622
再生利用量	実績・予測	579	745	598	753
	目 標	—	605	627	758
中間処理による減量化量	実績・予測	650	882	822	848
	目 標	—	733	816	819
最終処分量	実績・予測	90	45	91	45
	目 標	—	76	45	45

■愛知県環境部

役 職 名	氏 名
環境部長	林 清比古
次 長	西川 洋二
技 監	山本 佳史○
地球温暖化対策監	古田 精宏○
資源循環推進監	田村 栄一○
資源循環推進課長	安藤 均
主 幹 (調整・広域処分グループ)	尾崎 亨○
主 幹 (循環グループ)	丹羽 崇人○
主 幹 (一般廃棄物グループ)	堀込 賢次
主 幹 (産業廃棄物グループ)	渡邊 修
廃棄物監視指導室長	伊藤 勝至○
主 幹 (指導グループ)	林 和寿
主 幹 (監視グループ)	川津 幹雄

- ・資源循環推進課：資源循環の推進、一般廃棄物対策、産業廃棄物対策
- ・廃棄物監視指導室：産業廃棄物の監視・指導

■愛知県事務所

事務所名	役 職 名	氏 名
尾張事務所	所長	後藤 政則○
	廃棄物対策課長	山田 高司○
	主 幹	石井 進○
	課長補佐	大塚 誠○
海部事務所	所長	飯田 清三
	環境保全課長	馬場 宗利○
	課長補佐	早川 洸○
知多事務所	所長	野村 道朗○
	環境保全課長	神谷 眞治○
	主 幹	宗宮 祥介○
	課長補佐	山脇 光喜○
西三河事務所	所長	若松 文男○
	廃棄物対策課長	山本 廣文○
	主 幹	加藤 哲夫○
	課長補佐	廣田 明
豊田加茂事務所	所長	林 静生○
	環境保全課長	高田 元○
	課長補佐	伊藤 裕之○
新城設楽事務所	所長	川澄 武夫
	環境保全課長	鈴木 全○
	課長補佐	原田 恵治○
東三河事務所	所長	林 昇平○
	環境保全課長	川村 弘行○
	主 幹	永田 泰雄○
	課長補佐	伊藤 文男○

平成19年度 産業廃棄物
行政担当名簿

(○印は新任、昇格者)

■名古屋市環境局

役 職 名	氏 名
環境局長	加藤 正嗣○
理 事 (環境事業担当)	斯波 薫○
事業部長	笠岡 透○
産業廃棄物指導課長	松尾 幸雄
審査係長 (課長代理)	鎗谷 恭一
指導係長	水野 次男
主 査	工藤 淳

■豊橋市環境部

役 職 名	氏 名
環境部長	尾川 克也
廃棄物対策課長	鈴木 一豊○
主 幹	内田 昌樹○
課長補佐	大竹 英文
課長補佐	稲葉 俊穂
主 査	水藤 祐史
主 査	鈴木 昭登○
主 査	夏目 富隆

■岡崎市環境部

役 職 名	氏 名
環境部長	柴田 宗男
次 長	加地登司男○
廃棄物対策課長	杉浦 哲矢○
主 幹	木村 紀夫
主 幹 (審査班長)	池田 幸靖○
副主幹 (指導班長)	近藤 行宏
主任主査	柴田 清仁
主任主査	加藤 元

■豊田市環境部

役 職 名	氏 名
環境部長	調 康雄
調整監	宇井 祥司
専門監 (兼) 廃棄物対策課長	宇井 英二
主 幹	杉原 己一
副主幹	武田 雅彦
副主幹	市川 智久
係 長	板倉 正二○
係 長	河合 逸人
係 長	近藤 理史

産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第23号。以下「改正省令」という。）を平成18年7月26日に公布したところであり、この改正省令において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）様式第3号を改正し、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第115号）を改正したので通知する。なお、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第一 改正の趣旨

産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）については、排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の移動の状況、処理の状況等を自ら把握することにより、排出事業者に対する責任を明確にするため、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の3第1項に基づいて、排出事業者が管理票の交付を義務付けているところである。また、行政が産業廃棄物の流れを管理票により把握することができるよう、法第12条の3第6項に基づいて産業廃棄物管理票交付者は管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事又は政令市長（以下「都道府県知事」という。）に提出することが義務とされている。本規定は、管理票の電子化が進捗すれば地方公共団体が排出事業者の委託状況を容易に把握することができるため有効なものであるが、実際には管理票の電子化が進展せず、その適用を猶予していたところである。

管理票の代わりに電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェスト」という。）による場合は、法第12条の5に規定する電子情報処理組織を使用した法第13条の2第1項に規定する情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）

で情報が一括管理されるため、偽造がされにくく、不法投棄等の不適正処理の防止に資するものである。このことから、電子マニフェストの普及は急務となっており、平成17年3月30日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「電子マニフェストの普及促進について」においても、その普及啓発について貴都道府県・政令市に対して協力を依頼したところであるが、先般、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部で決定された『IT新改革戦略』（平成18年1月19日決定）において、平成22年度には電子マニフェストの普及率を50%とする目標が設定され、政府全体として電子マニフェストを一層推進していくこととなった。

このような状況を踏まえ、情報処理センターにおけるシステムの改善を行ったところであり、目標達成に向け、関係者が協力して普及促進活動をいっそう強化し、もって不法投棄等の不適正処理の防止に資する必要がある。

以上のように、電子マニフェストが急速に進展していくと見込まれることにかんがみ、今般、管理票の報告に関する適用猶予期間を具体的に設定する改正を行うこととしたものである。

併せて、循環型社会の実現に向け、産業廃棄物に関する基礎的な統計データの精度を高めることが求

められていることにかんがみ、管理票に関する報告書の内容に排出量等必要な項目を追加することとしたものである。

第二 改正の内容

1 適用猶予措置について

適用猶予期間を平成20年4月1日までとする。これにより、産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間（初年度は平成20年6月30日までに、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間）において交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数等）に関し、様式第3号により報告書を作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することとする。

ただし、電子マニフェストを利用した場合にあっては、法第12条の5第8項の規定により、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、事業者が自ら都道府県知事に報告する必要はない。

このことを踏まえ、都道府県及び政令市においては、管下の事業者（排出者としての地方公共団体を含む。）に対し、管理票に関する行政報告について、周知方願います。

2 報告書の取扱いについて

都道府県及び政令市においては、管下の報告書の内容を集計する等により、管下の循環型社会形成に向けた計画や、法第5条の5に規定する都道府県産業廃棄物処理計画の立案等に活用されたい。

なお、報告書の活用に当たり、排出量の記載に係る単位の誤り等、報告書の内容に著しい不備がある場合においては、産業廃棄物管理票交付者に対して単位の確認を行う等、適切な対応を図ることとされたい。

3 様式について

施行規則様式第3号において、従来は産業廃棄物

の種類、管理票の交付枚数、運搬受託者の氏名又は名称、運搬受託者の許可番号、運搬先の住所、処分受託者の氏名又は名称、処分受託者の許可番号及び処分場所の住所を記載することとしていたところであるが、これらに加え、当該事業者の業種及び排出量の項目を追加することとする。

この際、記入に当たっては以下に留意されたいこと。

（1）業種

日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠することとする（別添1参照。）

（2）産業廃棄物の種類

法第2条第4項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条及び第2条の4の区分に準拠することとする。

ただし、電気製品が廃棄物になったもの等、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合にあっては、混合廃棄物として取り扱うことも可能であることとする（別添2準拠のこと。）。

（3）排出量

単位には「トン」を用いて記載することとする。実際に委託した産業廃棄物の具体的なトン数を記載することを基本とするが、それが困難な場合にあっては、廃棄物の種類ごとに立方メートルとトンの換算例（参考値）を別添2に整理しているので、これを参考に記入することも可とする。なお、この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という性格のものであることに留意されたい。

また、電子マニフェストを使用する場合であって、トン数での報告でない場合にあっては、情報処理センターにおいて別添2の換算表に基づき換算するという取扱いとすることにする。

（4）石綿含有産業廃棄物

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物が含まれていることを明らかにすることとする。

4 その他の行政報告の電子化について

電子マニフェストを利用しない事業者の行政報告、多量排出事業者の実績報告（法第12条第8項、地方公共団体独自で実施している報告の徴収（地方分権改革の際に廃止された旧施行規則第14条に相当するもの）についても、報告者及び地方公共団体の負担を可能な限り軽減する観点から、様式の全国統一化及び電子化について地方公共団体等の関係者も交えて検討しているところである。

第三 電子マニフェストの普及について

環境省としては不法投棄及び不適正処理の未然防止に資するべく、「IT新改革戦略」の目標を達成できるよう電子マニフェストの使用を排出事業者、産業廃棄物処理事業者に強力に働きかけているところである。貴都道府県及び政令市におかれても、下記に示すような利点を紹介しつつ、貴管下の排出事業者、処理業者及び地方公共団体に対し、電子マニフェストの加入促進について、説明会を開催する等により、特に④の観点から本年度中の加入を勧めるなどその普及促進を図られたい。

また、地方公共団体や関連団体が排出する産業廃棄物に関しても、率先して電子マニフェスト導入に取り組まれるよう、特に普及啓発に努められたい。

【電子マニフェスト導入の利点】

①事務の効率化

- ・パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能
- ・排出事業者による管理票の保存が不要
- ・廃棄物の処理状況の確認が容易
- ・管理票データの加工が容易
- ・事務効率化による人件費の削減

②法令の遵守

- ・管理票の誤記・記載漏れを防止
- ・排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

③データの透明性

- ・管理票の偽造を防止
- ・管理票情報を第三者である情報処理センターが管

理・保存

④管理票交付状況の行政報告

- ・電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要

(別添1)

日本標準産業大・中分類一覧（平成14年3月改訂）

A 農業

01 農業

B 林業

02 林業

C 漁業

03 漁業

04 水産養殖業

D 鉱業

05 鉱業

E 建設業

06 総合工事業

07 職別工事業（設備工事業を除く）

08 設備工事業

F 製造業

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業

11 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

12 衣服・その他の繊維製品製造業

13 木材・木製品製造業（家具を除く）

14 家具・装備品製造業

15 パルプ・紙・紙加工品製造業

16 印刷・同関連業

17 化学工業

18 石油製品・石炭製品製造業

19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）

20 ゴム製品製造業

21 なめし革・同製品・毛皮製造業

22 窯業・土石製品製造業

23 鉄鋼業

24 非鉄金属製造業

25 金属製品製造業

26 一般機械器具製造業

27 電気機械器具製造業

28 情報通信機械器具製造業

- 29 電子部品・デバイス製造業
- 30 輸送用機械器具製造業
- 31 精密機械器具製造業
- 32 その他の製造業
- G 電気・ガス・熱供給・水道業
 - 33 電気業
 - 34 ガス業
 - 35 熱供給業
 - 36 水道業
- H 情報通信業
 - 37 通信業
 - 38 放送業
 - 39 情報サービス業
 - 40 インターネット附随サービス業
 - 41 映像・音声・文字情報制作業
- I 運輸業
 - 42 鉄道業
 - 43 道路旅客運送業
 - 44 道路貨物運送業
 - 45 水運業
 - 46 航空運輸業
 - 47 倉庫業
 - 48 運輸に附帯するサービス業
- J 卸売・小売業
 - 49 各種商品卸売業
 - 50 繊維・衣服等卸売業
 - 51 飲食料品卸売業
 - 52 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
 - 53 機械器具卸売業
 - 54 その他の卸売業
 - 55 各種商品小売業
 - 56 織物・衣服・身の回り品小売業
 - 57 飲食料品小売業
 - 58 自動車・自転車小売業
 - 59 家具・じゅう器・機械器具小売業
 - 60 その他の小売業
- K 金融・保険業
 - 61 銀行業
 - 62 協同組織金融業
 - 63 郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関
 - 64 貸金業、投資業等非預金信用機関
 - 65 証券業、商品先物取引業
 - 66 補助的金融業、金融附帯業
 - 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
- L 不動産業
 - 68 不動産取引業
 - 69 不動産賃貸業・管理業
- M 飲食店、宿泊業
 - 70 一般飲食店
 - 71 遊興飲食店
 - 72 宿泊業
- N 医療、福祉
 - 73 医療業
 - 74 保健衛生
 - 75 社会保険・社会福祉・介護事業
- O 教育、学習支援業
 - 76 学校教育
 - 77 その他の教育、学習支援業
- P 複合サービス事業
 - 78 郵便局（別掲を除く）
 - 79 協同組合（他に分類されないもの）
- Q サービス業
 - 80 専門サービス業（他に分類されないもの）
 - 81 学術・開発研究機関
 - 82 洗濯・理容・美容・浴場業
 - 83 その他の生活関連サービス業
 - 84 娯楽業
 - 85 廃棄物処理業
 - 86 自動車整備業
 - 87 機械等修理業（別掲を除く）
 - 88 物品賃貸業
 - 89 広告業
 - 90 その他の事業サービス業
 - 91 政治・経済・文化団体
 - 92 宗教
 - 93 その他のサービス業
 - 94 外国公務
- R 公務（他に分類されないもの）
 - 95 国家公務
 - 96 地方公務
- S 分類不能の産業
 - 99 分類不能の産業

(別添 2)

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

【註 1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立米）。

【註 2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【註 3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠。

【註 4】 「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

産業廃棄物業優良化セミナー開催

主催／愛知県環境部資源循環推進課

産業廃棄物業界の社会的地位の向上と企業の透明性を高めることを目的として、愛知県環境部資源循環推進課と愛産協が連携した産業廃棄物業優良化セミナーが3月16日（金）午後2時から愛知県勤労会館（名古屋市昭和区）2階ホールで愛産協会員156名、一般からの参加者8名の計164名が出席して開催されました。

このセミナーは従来まで産業廃棄物業健全化セミナーの名称で開かれていたものです。

開催にあたって、愛知県環境部資源循環推進課課長補佐 今井伸一氏は、優良化評価制度の進捗状況や関係法令の遵守について述べ、愛産協の須本専務理事は県の循環型社会形成に向けた見直しに沿って「協会では3Rや資源循環の推進、優良事業者の育成、さらには電子マニフェストの普及促進に取り組んでいます」と挨拶を述べました。

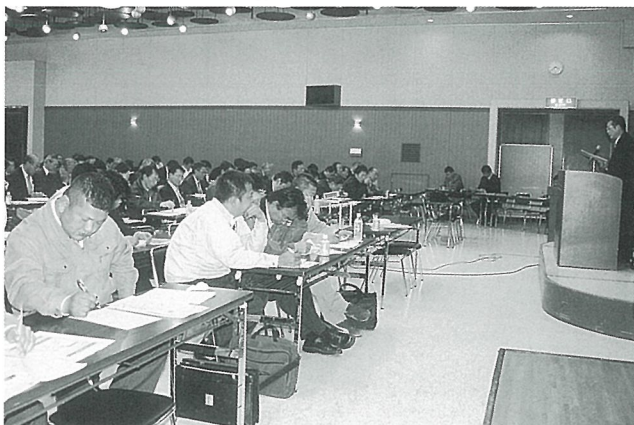
セミナーの内容は、産業廃棄物処理業の申請にあたっての留意事項について愛知県環境部資源循環推進課産業廃棄物グループの前川高寛技師から収集運搬業の許可申請にあたっての注意事項として、●申



請日は、空欄で持参し、申請時に記入する。●事業の範囲は、積替え保管を行うかどうかを明記する。●取り扱う種類において石綿含有産業廃棄物を取り扱うかどうかを明記する。●事務所の所在地、駐車場の所在地を明記する。●運搬車両の写真は、前と後の2カ所をつける。などポイントについて説明がありました。また、4月1日から実施された、営業実績が3年間以上ある法人又は個人の場合、3年間に満たない法人又は個人の場合で「必要時診断書」の提出の有無について具体的な説明がありました。

続いてエコアクション21地域事務局あいちの亀谷尚政氏からエコアクション21について、取得状況や産廃企業の取り組みなど全体的な話しのほか、産廃業者版エコアクション21の説明がありました。

最後に愛知県環境部資源循環推進課主査の犬塚由幸氏から廃棄物処理法の改正等について、過去の大まかな改正の経緯の解説と最近の大きな問題になっている石綿（アスベスト）を含む廃棄物に係る法令改正の概要について、改めて説明があり午後4時に終了しました。



愛産協主催の第2回産業廃棄物処理に係る「実務者研修会」が開催



産業廃棄物処理業の基礎知識や委託契約の取り決め事や確認事項、産業廃棄物管理票(マニフェスト)、帳簿、法律関係など実務に即した内容を全般的に学ぶ、愛産協主催の産業廃棄物処理に係る「実務者研修会」が2月3日(火)愛知県勤労会館(名古屋市昭和区)2階ホールで開催されました。

研修会には協会員204名が参加し、一般の排出事業者の方も参加していました。研修会は午前10時から午後4時30分の1日の日程で行われ、参加者は皆



柏原氏による講義

仕事の実務に直結した内容とあって、テキストを見ながら真剣な態度で研修会に臨んでいました。

愛産協須本専務理事の開会挨拶の後、午前中は産業廃棄物の法令の仕組み、業界の現況、欠格要件等について講義がありました。午後の研修では、加山興業(株)柏原宏人専務取締役を講師として、産業廃棄物の委託処理と委託契約について、マニフェスト、帳簿についての講義があり、研修プログラムを終了。



閉会の挨拶の中で須本専務理事は協会事業の大きな柱の電子マニフェスト普及への取り組みについて説明して、会員に入会の協力を求めました。

研修終了後、出席者全員に修了証が手渡されました。

NEWS

地域、職場から暴力団排除に取り組む関係者ら1400名が参加

暴力追放セミナー報告



(財)暴力追放愛知県民会議(会長／神田真秋愛知県知事)主催、愛知県警察、愛知県弁護士会後援による第11回暴力追放セミナーが2月15日(水)午後1時30分から、愛知厚生年金会館(名古屋市千種区)大ホールで開かれ、企業、団体、地域、職域から暴力団排除に取り組んでいる関係者ら1400余名が参加して、盛大に行われました。当協会からも理事をはじめ多数の会員が参加しました。

暴力団の現状や対策についての基調講演、愛知県弁護士会の会員による事例をもとにした寸劇が披露され、民暴撃退のノウハウや、不当要求に対する窓口対応<企業編、行政編>、手口を変えてきた暴力団の対策についてしっかり学びました。



愛知県警梶浦局長

セミナーは(財)暴力追放愛知県民会議専務理事の加藤和孝氏の開会の言葉ではじまり関係者の皆さんの地道な活動で、暴力

団追放の動きは着実な成果を上げています。しかし、暴力団も新たな資金源を求めてあの手この手と手口を広げています。県警、弁護士会、県民会議が連携

して悪の根絶に取り組んでいます」と述べました。基調講演では愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局長 梶浦正俊氏が、県内の暴力団の現状と動向について述べ「暴対法の施行で暴力団の構成員は減少しましたが、反対に準構成員の人数は増えており、水面下にもぐる傾向にあります。そのため、組織の実態や活動が見えにくいといった問題があります。風俗や産廃、人材派遣といったダミー会社をつくって、合法的に資金を集める手口が増えています。警察ではあらゆる手法を使って実態の把握を行い、資金源を絶つために全力で取り組んでいます」と強い姿勢で述べ、「こじれる前に警察へ、県民会議へ相談してください」と協力を呼びかけました。

第2部では愛知県弁護士会民事介入暴力対策特別委員会の弁護士の皆さんによる不当要求に対する窓口対応の寸劇が披露され、企業編では家電量販店で悪質クレマーに対処するケースが、行政編では市の塗装補修工事の発注で政治結社が仲介するケースが紹介されました。

弁護士会の皆さんによる良い例、悪い例が迫力ある演技で熱演され、いざという時の対処法を学ぶ非常に有益なセミナーでした。



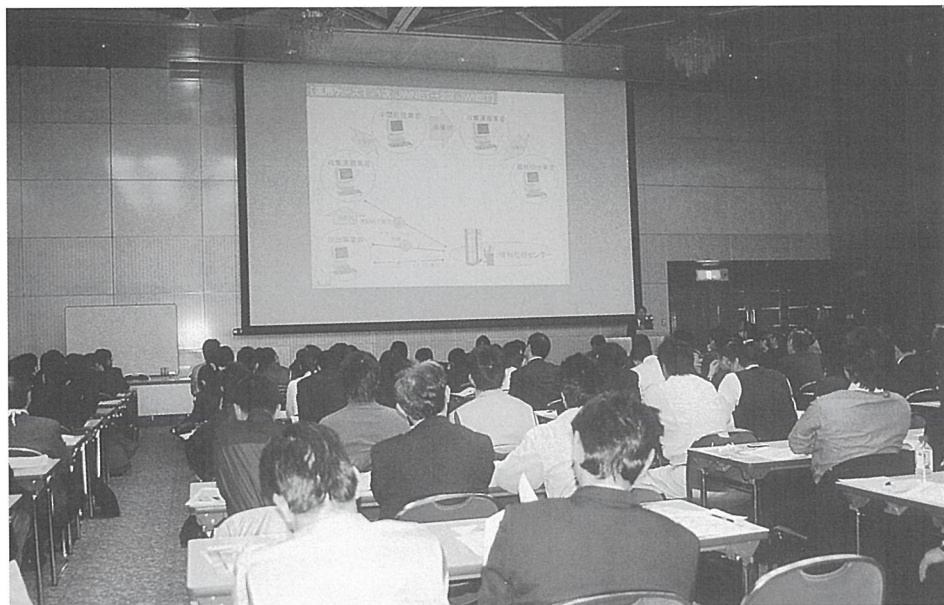
電子マニフェスト説明会が 午前、午後の2回開かれました

廃棄物処理の透明化で、不法投棄の撲滅、事務処理の合理化を目指す電子マニフェストの説明会が3月2日(金)(財)日本産業廃棄物処理振興センター主催で名古屋国際会議場(名古屋市熱田区)レセプションホールで開催されました。

説明会は午前の部、午後の部と2回行われ、参加者は全部で320名。協会員以外の一般の排出事業者の方も多数参加していました。

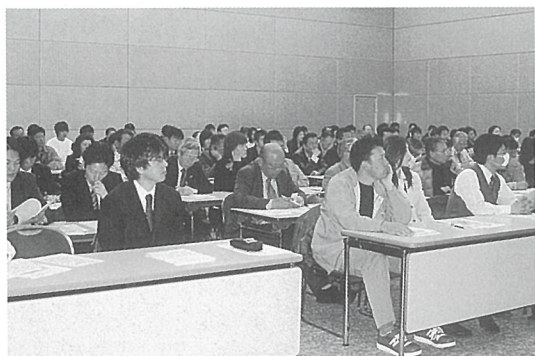
開会挨拶で愛産協専務理事 須本康夫氏は「電子マニフェストの普及は国が閣議決定し、平成20年度30%、22年度50%の数値目標を決めました。協会としても産廃業界の目標に向けて本腰を入れて普及促進に取り組んでいきます」と協会の姿勢を説明し、紙マニフェストの販売実績では、愛知県が全国No.1で、紙マニフェストが96%、電子マニフェストが4%という現状です。全産連は普及促進を機関決定されましたので、当協会も会員に一層の協力を呼びかけました。

挨拶の後、(財)日本産業廃棄物処理振興セ



ンター情報処理センター普及部部長の麻戸敏男氏から“電子マニフェストの仕組みと運用”について、啓発ビデオとパワーポイントによる説明がありました。

休憩をはさんで“電子マニフェストの操作”について建設廃棄物をモデルケースにパワーポイントを使って実際の実務の流れに沿って、操作方法や入力の仕方を画像を見ながら勉強し、実務に即した説明が行われました。



中部地域協議会 「電子マニフェスト普及促進説明会」報告



中部地域協議会「電子マニフェスト普及促進説明会」出席者（順不同）

中部地域協議会 会長	近藤 成章	理事（適正処理委員長）	小林 充
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部		理事（広報編集委員長）	木村 誠男
産業廃棄物課 課長	木村 祐二	理事（福利厚生委員長）	下田 徳重
（財）日本産業廃棄物処理振興センター		理事（災害廃棄物処理対策委員長）	光友 勝美
情報処理センター普及部 部長	麻戸 敏男	事務局長	畑中 幸市
（社）全国産業廃棄物連合会		（社）愛知県産業廃棄物協会	
会長	國中 賢吉	副会長（企画委員長）	中嶋 久夫
理事（事務局長）	内藤 勝司	副会長（研修指導委員長）	増田 昇
（社）岐阜県産業環境保全協会		専務理事	須本 康夫
副理事長（総務委員長）	清水 道雄	理事	加山 昌弘
理事（広報編集委員長）	野村 清晴	理事	川根 武
理事（適正処理委員長）	粥川 長司	理事	堀川 政男
理事（適正処理副委員長）	竹中 靖	理事（電子マニフェスト普及検討部長）	永井 良一
専務理事	種田 昌史	理事	平沼 辰雄
（社）静岡県産業廃棄物協会		理事	梶田 弘一
副会長	梅原 秀夫	理事	吉本 泰介
理事（適正処理委員長）	海野 治義	理事	鈴木 鉄雄
専務理事	山川 哲司	理事	新家 義彦
（社）三重県産業廃棄物協会		理事	上田 良彦
会長	木村 亮一	理事	井上 文男
副会長	上杉 勝治	理事	石川 信夫
副会長	井上 吉一		

愛知県、三重県、岐阜県、静岡県の中部四県の産業廃棄物協会関係者が一堂に集まり、現状について定期的に話し合う中部地域協議会が1月17日(水)午後2時30分から、名古屋市中区のローズコートホテルで開かれました。今回は中部四県の協会会長、副会長、理事ら37名のほか、(社)全国産業廃棄物連合会 國中会長、環境省 木村課長、(財)日本産業廃棄物処理振興センター 麻戸部長の方々も出席し、「電子マニフェスト普及促進説明会」と題して、国の動向、協会の取り組む施策について話し合いが行われ、その際に全産連マニフェスト推進委員会の中間報告がありました。

はじめに中部地域協議会の近藤成章会長が挨拶をし、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長の木村祐二氏が産業廃棄物行政の課題についてパワーポイントを使って説明され「産廃業界には規制強化、優良事業者の育成という構造改革と問題になっているPCB、アスベストの処理をどうするのかといった20世紀の負の遺産の解消の2つの大きな課題があります」と述べ、国のスキームについて説明され、その中で電子マニフェストの普及が重要であることを強調し、処理業者はもちろんのこと、環境省として、電気事業連合会や、日本建設団体連合会、日本鉄鋼連盟、セメント協会、日本自動車工業界など18の産業界、排出事業団体に電子マニフェストの普及説明会をすでに実施し、今後も順次実施していくとの説明がありました。

続いて全産連会長の國中賢吉氏は「業界の社会的信頼を得るために、電子マニフェストによるIT化の装備で、ひと皮むけた産業界になることが重要です。振興センターとの覚書に沿って、全国の地域協議会で環境省、振興センターも同席して電子マニフェスト説明会を実施し、普及促進に取り組んでいます」と述べました。

●愛知県産業廃棄物協会からは「JWNETとの直接

接続は費用の面から望ましいが、JWNETとの直接対応は専門知識と人材のある企業のみとなる可能性が大きい。その穴を埋めるため、独自のシステムを構築し業界の過剰負担の軽減策と利便性を考慮し、経営合理化につながるものとして普及の弾みとした」と説明がありました。

●岐阜県産業環境保全協会からは「昨年10月から今年の2月にかけて、25社が協力して電子マニフェストのモデル事業を実施し、結果を取りまとめ中です。その中で、電子化により県境での紙マニフェスト不携帯という問題が生じる場合に荷札の必要性の問題点について」説明がありました。

●静岡県産業廃棄物協会からは「昨年、振興センターと連携して3カ所の会場で電子マニフェストの研修会を実施しましたが、処理業者112社、排出事業所88社、とび関係19社と参加企業が少ないのが現状です。さらにPRが必要です」と説明がありました。

●三重県産業廃棄物協会からは「全会員に国や全産連の取り組み状況の情報を伝えるよう努めています。特に排出事業所の8割の方が電子マニフェストが分からないという雰囲気、会員の中でも零細企業への対応など、全体の底上げが必要です」と産業界全体への周知徹底を図ることの重要性について説明がありました。

最後に國中会長は「各協会の様々な現状を聞き、会員の方が使い勝手の良いシステムにするために振興センターとも十分検討し、改良を加えて、段階的に普及にむけて取り組んでいきます」と締めくくりました。

その後、振興センター・情報処理センター普及部部長の麻戸敏男氏による電子マニフェストの入力・操作方法の説明がありました。



中部地域協議会
「電子マニフェスト
普及促進説明会」
で報告

電子マニフェスト普及促進に関する中間報告

(社) 全国産業廃棄物連合会 マニフェスト推進委員会 委員長 石井 邦夫

21世紀を迎え、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を脱却し、持続可能な循環型経済社会を構築することが急務となり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の促進とともに、より一層の廃棄物の適正処理に向けた取り組みの必要性が高まっています。

- ・国及び環境省が電子マニフェストの普及に力を入れている中、その状況を踏まえて（社）全国産業廃棄物連合会・マニフェスト推進委員会では、平成18年1月第109回理事会において電子マニフェストの普及促進に取り組んでいくこと及び普及促進にあたっての種々の問題を検討するための検討ワーキングを発足することをご承認頂きました。
- ・平成18年3～6月にかけて循環型社会の構築を目指し、更なる廃棄物の処理適正化と合理性を目的に、環境省から示された電子マニフェストの普及目標の達成に向けて当連合会と（財）日本産業廃棄物処理振興センター（日廃振センター）において電子マニフェストの普及方策に関して検討を行った。
- ・平成18年7月に連合会と日廃振センターにおいて「電子マニフェストの普及方策に関する確認事項」の確認を行い、第112回理事会（7月11日）及び平成18年度第1回マニフェスト推進委員会（7月12日）に報告、了承を得る。
- ・マニフェスト推進委員会において、電子マニフェストの普及に関する検討ワーキングの発足
電子マニフェストの普及促進にあたっての種々の

課題、問題を検討するために次の3つのワーキングを発足しました。

- ① 電子マニフェスト普及促進検討ワーキング
- ② 電子マニフェスト事業検討ワーキング
- ③ 電子マニフェストシステム検討ワーキング

この検討ワーキングの目的は利用者への電子マニフェストの普及促進と都道府県協会の理解と協力を得て次のようなことの検討を進めて参りました。

- ① 電子マニフェストの普及に関する事務や管理業務の負担を軽減できるようなあらゆる方策を立て提供する。
- ② この事業を行うことによる紙マニフェスト事業収入の減少対応策及び新規事業の取り組みや業界を優良化に誘導するための仕組み作り。
- ③ 電子マニフェスト利用者にとっても使い勝手が簡単でわかりやすく安価なシステムを提供する。

これからは都道府県協会の理解と協力を頂きつつ会員の皆様の普及に努め、且つ、排出事業者の普及にとっても協会の協力が不可欠のことから、環境省、振興センターと共に普及に努めることをお願いします。

・電子マニフェスト普及目標

- ① 環境省では平成20年度に紙マニフェストに対して30%
- ② 国のIT戦略本部では平成22年度に50%の電子

中部地域協議会
「電子マニフェスト
普及促進説明会」
で報告

化達成を目標

これまで普及目標に向けて検討した結果は下記の通りです。

I. 電子マニフェストの普及が遅れた要素について確認しました。

- ① 電子マニフェスト契約金や使用料が高い。
- ② 情報登録の全ての排出者が行わなければならず、手間隙がかかる。
- ③ 使用者に電子マニフェストが理解できていない。
- ④ 紙マニフェストもしくは紙マニフェストと社内システムで十分に対応できている。
- ⑤ PCやインターネットの使用に慣れていない。
- ⑥ 電子マニフェストのPRができていない。

II. 電子マニフェスト検討事項および課題

1. 短期課題

1-1 普及検討ワーキング

- ① 環境省が行う普及事業
 - ・ 排出事業者への電子マニフェスト普及活動・説明会。
 - ・ 連合会地域協議会における説明会で説明を行う。
 - ・ 地方自治体に対し説明を行う。
- ② 振興センターが行う普及事業
 - ・ 連合会地域協議会における説明会、各協会開催の説明会。
 - ・ 電子マニフェスト普及パンフレット等普及啓発資料作成。
 - ・ 排出事業者への電子マニフェスト普及活動を

行う。

③ 連合会が行う普及事業

- ・ 全国正会員事務局責任者会議を開催（平成18年9月1日）
- ・ 平成18年10月～12月中に各地域協議会、要望のある都道府県協会へ電子マニフェスト普及の説明会を行う。
- ・ その他、連合会は普及に関する方策を検討し提言する。

④ 協会が行う普及事業

- ・ 電子マニフェスト説明会を開催し協会会員に普及を図る。
- ・ 電子マニフェストは、排出事業者への電子マニフェスト普及活動も同時に行う。

1-2 システムワーキング

- ・ 原則として現状の電子マニフェストシステムに直接アクセスすることを前提に対応を考える。
- ・ システムの管理は直接都道府県協会に負担をかける仕組みを検討する。

1-3 事業検討ワーキング

- ・ 日廃振センターと連合会は都道府県協会を含めた、普及事業や受付事務等に対する業務分担・委託事業費について検討する。
- ・ 日廃振センターは都道府県協会事務の負担を軽減するために電子マニフェストの使用や普及受付事務等の指導説明及びマニュアルを作成する。

2. 中期課題

2-1 普及検討ワーキング

- ・ 平成19年1月より 普及に協力体制の整った都道府県協会より各協会会員が電子マニフェストに全員加入登録を行うことを目指す。
- ・ 電子マニフェスト普及促進各地域説明会開催の

中部地域協議会
「電子manifesto
普及促進説明会」
で報告

推進。

2-2 システム検討ワーキング

- ・産廃ASP業者の現状の動きを把握する。
- ・ひも付け、2次manifestoについても検討提案する。

2-3 事業検討ワーキング

- ・具体的な連合会・協会事業収入について検討する。
- ・電子manifesto運用に係わる研修会。
- ・その他の新規事業について検討提案する。

3. 電子manifesto普及に係わる事業及び事業収入の確保

- ・各都道府県協会は排出者・処理業者の電子manifestoへの加入促進を行い、加入促進、加入手続き等の業務依頼料を確保する。
- ・振興センターから委託を受けて説明会等を開催し、周知を図る。
- ・振興センターから委託を受けて電子manifesto制度について使用者への周知、案内及びシステムの問い合わせ等への対応を行う。

4. 日廃振センターと連合会とで電子manifesto運用支援事業について

電子manifesto普及にあたり紙manifestoの事業収入が減少することが予想されます。

そこで、電子manifesto運用に係わる事業として、日廃振センターと連合会とで協力することについて覚書が取り交わされた。

[基本的事項]

連合会及び連合会正会員（各協会）は日廃振センターから電子manifestoの運用支援事業として、未加入者対応、協会会員、会員以外及び排出事業者について1～11について各県協会は業務する。

[具体的業務]

- 1、パンフレット、加入申込書等の配布・勧誘
 - 2、加入申込手続き、書類記載事項等の問い合わせ対応
 - 3、加入申込書類の受付、記載内容の確認
 - 4、加入者情報の入力（システム構築後より実施）
 - 5、加入申込書類のとりまとめ及びセンターへの送付
 - 6、普及広報
 - （1）パンフレット、小冊子等の配布
 - （2）講習会における広報
 - 7、電子manifesto制度に関する周知・案内及び問い合わせ
 - 8、操作方法等についての問い合わせ
 - 9、サポートセンター等への案内
 - 10、システムの変更等に関する周知、案内及び問い合わせ
 - 11、その他の問い合わせ
- ## 5. 電子manifesto運用に係わる業務についての研修会実施

加入申込手続き、申込書類の受付、電子manifestoシステムに関する問い合わせ等の対応について全国ブロック別に研修会を開催する。

「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」 について（通知）

1. 「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」 の作成について

（平成18年12月25日 環境省報道発表資料抜粋）

廃棄物処理施設の安全確保については、廃棄物処理法に基づく施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準のほか、労働安全衛生法、消防法、電気事業法等の諸法令が設けられ、施設の設置者に安全管理が義務づけられています。

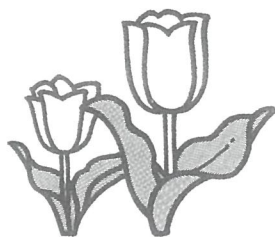
こうした安全管理のためのルールによって、事故の未然防止が図られているとは言え、予測しがたい事故に対する適切な対処方法を検討し、事故発生に備えておくこともまた重要です。

そこで環境省では、廃棄物処理施設の設置者が

個々の施設における事故等の対応マニュアルを作成する際の指針として、事故のリスク把握や事故発生時における適切な対応のあり方、緊急連絡のあり方、関連機関への報告、事故後の対応、施設従事者への教育・訓練など、事故の対応に関するマニュアルを策定する際に定めるべき項目と内容及び留意点等を示す「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」を策定しました。

2. 「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」

指針では、事故対応マニュアルに定める項目（①事故対応の責任体制、②事故発生時の対応、③事故後の対応、④教育・訓練、⑤マニュアルの見直し、⑥その他）と具体的な内容について解説しています。



平成19年度 産業廃棄物に関する講習会日程

平成19年度の産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の日程が発表になりました。中部4県は下記の通りです。

受付は各都道府県の産業廃棄物協会で行いますが、例年すぐに満員になりますのでお早めにご予約ください。

●受付開始

- ・平成19年4月2日(月)(全国一斉)

●申込方法

- ・愛知会場は、当協会です。電話で予約後、受講申込書を作成の上、ご提出下さい。
予約は、電話のみで行います。
- ・他県開催はその県の協会へお申し込み下さい。

●電話予約先

(社)愛知県産業廃棄物協会 電話 052-332-0346

●その他

- ・各講習会は、定員制で満員になり次第、締切りとなります。
- ・電話予約された後、受講申込書を1ヵ月以内にご提出ください。
- ・当協会ホームページで愛知会場講習会日程、受付状況が見られます。

(HPアドレス <http://www.aisankyoku.com>)

全国の日程は(財)日本廃棄物処理振興センターホームページ(<http://www.jwnet.or.jp>)をご覧ください。(当協会HPからリンクしています。)

講習課程		愛知県	岐阜県	静岡県	三重県
新規講習会	産業廃棄物 収集運搬	5月22日～23日 6月26日～27日 9月26日～27日 10月17日～18日 12月18日～19日	7月5日～6日 10月4日～5日	5月22日～23日 10月30日～31日 (平成20年) 1月22日～23日	8月23日～24日 11月21日～22日
	産業廃棄物 処分	9月4日～7日			
	特別管理産業廃棄物 収集運搬	8月29日～31日			
	特別管理産業廃棄物 処分	(平成20年) 2月12日～16日			
更新講習会	産業廃棄物 収集運搬	6月8日 8月10日 12月14日	11月8日	8月22日 (平成20年) 1月24日	5月25日 8月22日
	産業廃棄物 処分	7月19日～20日		12月19日～20日	10月24日～25日
特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会		6月7日 8月9日 9月13日 9月14日 11月5日 11月6日 12月13日	9月19日 9月20日 11月7日	5月24日 8月23日 11月1日 12月18日	6月19日 6月20日 10月26日 11月20日 (平成20年) 2月7日

(注) 新規・更新共、処分課程は収集運搬課程も同時に受講できます。

循環資源市況だより [古紙市況]

資料：紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計月報 財務省 貿易統計 2007年 4月 7日

1. 古紙状況

(1) 回収率 図1

① 回収率は伸び続けています。特に循環型社会形成法等による廃棄からリサイクルの流れによって2000年から毎年大幅に伸び続け、2006年は72.4%の回収率となり、回収数量は22,837千tと史上最高になっています。

② 品種別回収率 図2

全品目ともに回収率は順調に伸びています。特に新聞、段ボールが2000年以降大きく伸びており、2006年の新聞は145%、段ボールは102%と100%以上の回収になっています。

※ 新聞：新聞古紙は新聞紙と折込チラシの為、100%以上になります。

段ボール：国外から輸入される商品（衣類、食品等）の梱包材として国内へ入って来る段ボール箱の数量が多い為です。

(2) 利用率 図1（紙の原料総数量に対する古紙数量の比率）

① 利用率は一貫して伸びていますが回収率と比較して伸びが小さく、2000年には回収率に逆転され、2006年は60.6%と利用数量は18,945千tになっています。

(3) 輸出状況 図3

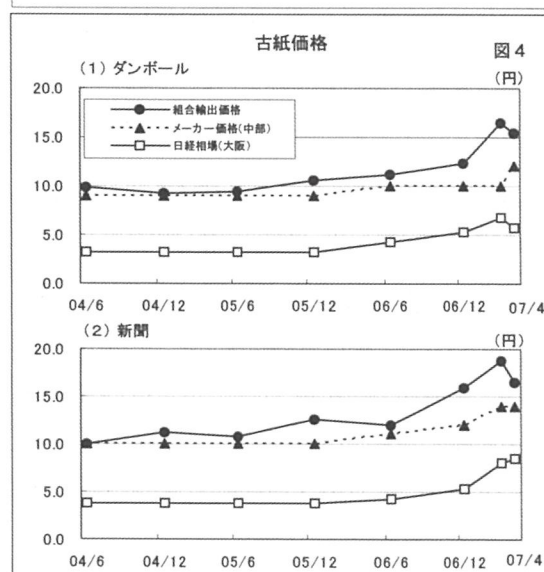
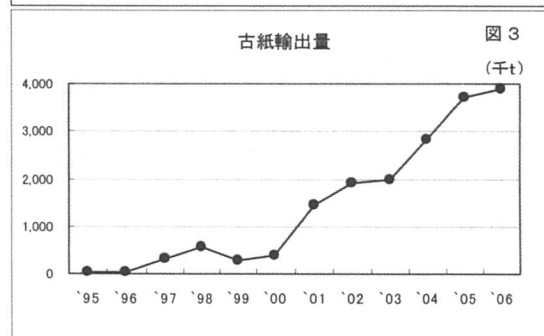
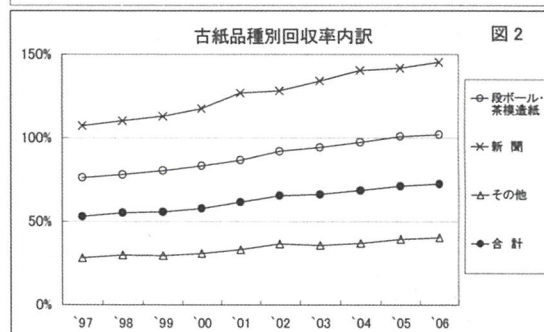
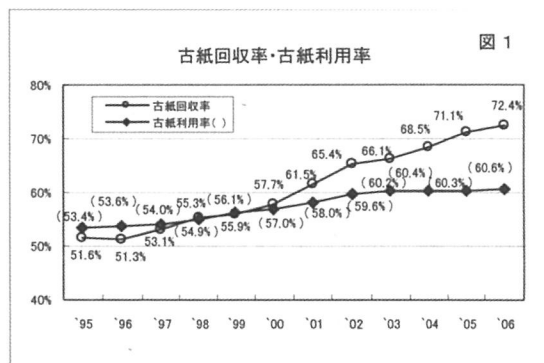
① 回収率が利用率を上回った2000年位から国内余剰分の本格的な輸出が始まり、年々、大幅増が記録され2006年は3,887千tと回収数量の17%が輸出されています。

2. 古紙需給及び市況

(1) 回収数量の大幅増が続く反面、利用数量の伸びが小さく、国内の需給ギャップは年々、大きくなっていますが、余剰数量は全て輸出され、中国を主体としたアジア諸国からは今以上の輸出数量を求められており、需給は締った状況が続いています。

(2) 市況 図4

- ① 国内需給だけで動いていた1990年代は余剰から古紙価格は値下げが続き、低価格の為逆有償の品種が出る等、10年以上低迷が続きました。
- ② 輸出が定着しアジア諸国に日本の古紙の価値が認められて国内価格より輸出価格が高くなり、輸出価格に引っ張られる形で古紙価格の上昇が続いています。
- ③ 輸出価格は上下しながら毎年上昇して来ましたが、昨年末から急騰した価格が2007年4月には急落し、調整市況になっています。



尾張北支部

尾張事務所廃棄物対策課から講師を招いて「勉強会」開催

尾張北支部（南村勝己支部長）は、3月14日（水）午後3時から愛産協3階会議室（名古屋市中区）で会員32名が参加し、講師に愛知県尾張事務所廃棄物対策課の松山慶三主幹を招いて、産業廃棄物の現状についての「勉強会」が行われました。



挨拶する南村支部長

勉強会は、南村支部長の挨拶の後、愛知県の産業廃棄物の現状について松山氏は、社会的に大きな問題になっているフェロシルトの撤去状況について「県内9カ所に埋立てられたフェロシルトのうち、7カ所は撤去作業が終わり、残り2カ所については撤去命令にもとづいて行われています」と経緯の説明がありました。産業廃棄物の現状では、廃棄物の発生量の推移、県内の排出量、県内への搬入量の状況、産廃2,000万トンの種類別処理・処分状況、産廃処理施設の設置状況、名古屋港南5区廃棄物最終処分場（アセック）の残余年数と衣浦3号地最終処分場設置計画の概要、また、すでに施行されている各種リサイクルの法的な位置づけ、ユーザー・流通・生産者に係

る経済的な位置づけ等の観点から現状の説明がありました。

また、PCB廃棄物の尾張事務所管内の保管状況や県内4カ所のうち、稼働している2カ所のPCB処理施設の現状やアスベストを含む廃棄物対策についても説明がありました。



尾張事務所松山主幹

最後に、国が進めている電子マニフェストの普及に関して説明があり、「推進に積極的に努めています」と県の姿勢を説明されました。

質疑応答では、最終処分場の維持管理費の積立金の質問や行政の行うダイオキシン調査に関する質問、行政代執行はどのような時に行われるのかといった質問がありました。

午後5時からは会場を移して懇親会が行われ、会員同士交流を深め、今年度の締めくくりとなる支部活動を大いに盛り上げました。

尾張南支部

半田警察署警部補を講師に招いて「交通安全講習会」を開催



挨拶する金田支部長

尾張南支部（金田英和支部長）は2月21日（水）午後2時から半田勤労福祉会館（半田市東陽町）会議室で会員38名が参加して、半田警察署警部補の北村 弘氏を講師に招いて「交通安全講習会」を開きました。

講習会は金田支部長の挨拶の後、交通事故全国ワーストワンを続ける愛知県の現状について北村氏から説明があり、汚名返上に向けてさらなる安全運転への協力を、出席した会員各社に呼びかけました。

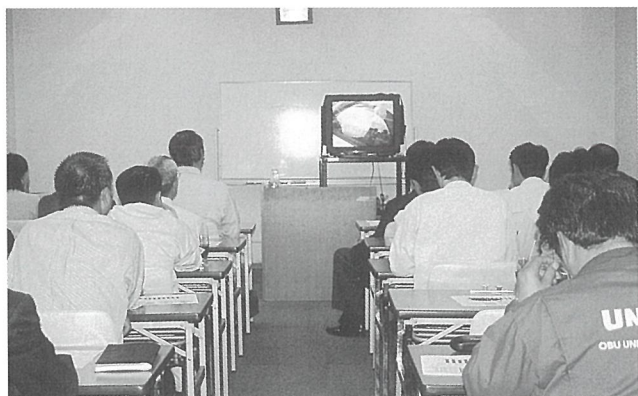


協会3階会議室にて松山主幹を招いて「勉強会」開催



説明では、特に交差点付近での交通事故事例を取り上げ、信号無視や出会い頭の衝突などの事故が最近非常に増えていること。また、一時停止の認識の甘さも交通事故に繋がっていることを指摘しました。「一時停止線は、見通しが悪く、過去に事故が多くあり、地元の人も事故が起こりやすいという意見をもとに設置されたもので、そのことを十分認識して下さい」とのこと。また、知多管内で交通事故が多くなった背景については、「中部国際空港の開港で交通量が増え、渋滞等であせり、前方不注意の事故が多く発生しています。さらに老人の乗った自転車に接触する事故も多くあり、前方ばかりでなく後方へも十分注意を配って運転してください」と重ねて注意を呼びかけました。

現在、道路交通法の改正案が国会で審議されており、おそらく早急に施行されると思います。改正案では飲酒運転の罰則がさらに厳しくなり、運転者は現行の罰金50万円から100万円に、同乗者は30万円か



ビデオをみて事故の恐ろしさを痛感

ら50万円に、酒の提供者にも50万円が課せられ、処罰の対象が広がります。

説明の後、交通事故の多発する交差点付近、急カーブ、疲労運転等による事故事例をまとめた実録ビデオを見て、事故が引き起こす恐ろしさを改めて知り、安全運転への心掛けを学びました。

最後に質疑応答が行われ、前日の飲酒が当日どれくらい影響するのか、酒気検査方法等について質問がありました。

東三河支部

新年会開催

東三河支部（小島 晃支部長）の新年会が1月19日（金）午後6時から豊橋駅西口のパークホテルで、会員35名が出席して開かれました。

小島支部長が「産廃業界には依然として地域住民の厳しい目がありますが、廃棄物の処理は地域社会の衛生、環境保全の面から大変重要な仕事をまかされています。適正処理はもとより、3Rの推進など資源循環社会に向けてめまぐるしい変革の中にあります。また、現場では電子マニフェストの普及に向けた取り組みが国を上げて本格化してきました。そんな中、我々会員のレベルアップはもちろんのこと、支部として、協会として何ができるのか。産業界の中で社会に貢献する産廃業界の位置づけを明確にしていくことが大切だと思います。そこで、支部として本年も県、市との行政懇談会を継続し、連携を図っていきます。また、産業界へは、豊橋市商工会議所との話し合いを深め、連携を図れるよう懇談会を実施する計画を進めていきます」と挨拶。会員の力が結集できるよう一層の協力、協調を求めました。

挨拶の後、中西三和委員の音頭で乾杯が行われ、和やかなムードの中で親睦を深め午後8時に散会しました。

平成18年度 臨時総会及び新年会開催



青年部会（梅谷岳志会長）の平成19年度の新役員を決める平成18年度臨時総会が1月26日（金）午後4時から愛産協3階会議室（名古屋市中区）において、会員46名（委任状含む）の出席のもと開催されました。

総会は加山順一郎副会長の開会の辞ではじまり、梅谷会長の挨拶に続いて東 賢一副会長を議長に選出し、議案の審議に入りました。

■第一号議案 平成19年度役員改選について

梅谷会長から議案の新役員案が発表され、出席者全員に新役員名簿が配られ、全会一致で承認されました。

新役員に選出された方は、全員が前に出て自己紹介をし、「会員の協力と新体制のもとで頑張ります」と新年度への抱負と意欲を述べました。

総会終了後のインフォメーションでは、月城熙秀視察研修委員長より2月全体会議の概要説明がありました。

総会を終え、午後6時から会場を移し、熱田区夜寒町にある賀城園で新年会が行われ、総会に欠席した会員も多数出席。新年度に向けて、青年部会の若いパワーと結束力をアピールしました。



■平成19年度 青年部会新役員

会 長 松井 忠博／（有）松井工業

副 会 長

（総務運営）伊藤 良文／（株）マルサワ

（視察研修）加山順一郎／加山興業（株）

（エコビジネス交流）鬼頭 秀幸／（有）リサイクリング産業

委 員 長

（総務運営）飯田 宏之／（株）明輝クリーナー

（視察研修）月城 熙秀／（株）東海環境サービス

（エコビジネス交流）東 賢一／（株）クリンテック

総 括 幹 事 清水 宏臣／（有）清水商店

会 務 金海慶太郎／（有）ビソー環境

監 事 高木 英泰／（株）富士石油商会

監 事 梅谷 岳志／（有）花丘商事



豊田森林組合の指導のもと 「間伐体験学習」を実施

青年部会の2月全体会議が2月2日(金)、会員31名が参加して“我々が今学ぶべきことは何か?〈第2章〉～残したい美しい森～”をテーマに豊田森林組合の協力を得て、間伐体験学習を行いました。

参加者は全員間伐のしやすい作業服に運動靴や安全靴のいでたちで、JR名古屋駅旧壁画前に午前8時30分に集合し、チャーターバス1台に乗り込み、豊田市足助町の豊田森林組合本所に向いました。

到着後、組合本所の3階大ホールで、豊田市産業部森林課主幹北岡明彦氏から愛知県の森林の現状や森林の働き、植生遷移といった森林の仕組みと働きについて講議を受け、林業の難しさ、厳しさの事情や森林が持っている自然の力を学び、間伐の大切さを勉強しました。

午後からは全員ヘルメットと軍手を着用して、実際に山の奥に入り、間伐作業を体験。

作業は6名ずつ5班に分かれ、それぞれの班に森林組合の職員がついて、伐採の杉を選ぶ選木の仕方やチェーンソーを使っの伐採の実技、杉を切り倒した後の枝落としや一定の長さ



幹をカットして運び出す一連の作業を専門の職員から指導を受けながら間伐作業を体験しました。

作業は枯れ葉が積り、傾斜がきつい足場の悪い山の中で、間伐作業の大変さを身を持って体験しました。

また、当日は名古屋テレビの報道クルーも同行し、間伐の様子を取材、当日の午後11時台のニュースで放映されました。

間伐を終えた後、足助町に戻って、旅館で風呂に入った後、森林組合の職員を交え夕食と懇談会が行われ、午後9時にJR名古屋駅に戻り解散しました。



株式会社 朋栄社 (代表取締役／板倉 旭雄)
〒447-0862 碧南市相生町2-115 TEL.0566-48-2888

同社はビルメンテナンス業を中心にスタートした会社で、快適で安全な環境づくりという観点から事業を拡大。愛知県の産業廃棄物収集運搬の許可を取得。中間処分では、破碎設備を有し、廃プラスチック類の資源化に取り組んでいます。また、碧南市、高浜市、刈谷市、西尾市では一般廃棄物の収集運搬を行っています。

株式会社 三四四 (代表取締役／千賀 貴彦)
〒478-0055 知多市にしのみ4-19-13 TEL.0562-55-9050

同社は昭和47年創業。愛知県、名古屋市、豊田市など県内全域のほか、三重県、岐阜県、岐阜市で産業廃棄物収集運搬の許可を取得。廃プラスチック類、金属くず、がれき類、木くずなど7品目について、同社のリサイクル施設で減容固化、選別、破碎、圧縮の中間処理され、リサイクル推進に取り組んでいます。

有限会社 メイコウ工業 (代表取締役／魚住 直右)
〒470-0214 西加茂郡三好町大字明地字八和田山2-17 TEL.0561-33-2526

同社は平成17年に設立された新しい会社です。建造物解体工事及び建設廃棄物中間処理の許可を取得し、廃石膏ボードの専門リサイクル工場を建設。廃石膏ボードを破碎、分別して石膏粉末と紙に選別し、リサイクルしています。

■許可品目 (47頁を参照)

●収集運搬

愛知県／廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

岡崎市／廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

●中間処理 (破碎)

愛知県／廃プラスチック類

■許可品目 (48頁を参照)

●収集運搬

愛知県・名古屋市・豊田市／燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ダスト類、動物系固形不要物、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等

豊橋市／廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等

岡崎市／燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ダスト類、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等

●中間処理 (圧縮、減容固化、選別、破碎)

愛知県／プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

■許可品目 (48頁を参照)

●収集運搬

愛知県・名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市／廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

●中間処理 (破碎)

愛知県／ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

有限会社 河口商店 (代表取締役／河口 庄三)

〒444-0075 岡崎市伊賀町字7-117 TEL.0564-24-1374

同社は昭和13年に創業。産業廃棄物収集運搬の許可を習得し、愛知県、岡崎市、名古屋市、豊田市、豊橋市で事業を展開。中間処理施設の井田西工場では、廃プラスチック類、木くず、金属くずなど7品目を中心に選別や圧縮を行い、廃プラスチック類は減容固化し、再資源化、再利用施設に搬入され、リサイクル推進に取り組んでいます。また、岡崎市など4市1町で一般廃棄物の収集運搬を行っています。

■許可品目 (48頁を参照)

●収集運搬

愛知県・名古屋市・豊橋市・岡崎市／燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

●中間処理 (減容、圧縮、選別)

岡崎市／廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

名成産業 株式会社 (代表取締役／伊藤満寿夫)

〒486-0932 春日井市松河戸町字一ツ橋4076-1 TEL.0568-31-5705

同社は昭和24年からアルミ溶解事業を通して、アルミ合金の製造を手掛けてきましたが、一時事業を停止。その後、アルミ溶融工場跡地に産業廃棄物中間処理施設を建設し、汚泥、廃油、廃プラスチック等の焼却及び廃プラスチック類、木くず、の破碎、廃油の油水分離は現在、処理の拡張に向けて二期工事を予定しており、総合的な環境企業を目指しています。

■許可品目 (48頁を参照)

●収集運搬

愛知県・名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市／廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

有限会社 東海技建 (代表取締役／西口 昭憲)

〒490-1435 海部郡飛島村大字梅ノ郷字宮東66-1 TEL.0567-56-5344

同社は平成3年に設立。愛知県、名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市の県内全域のほか、三重県、岐阜県、岐阜市、静岡県で産業廃棄物収集運搬の許可を習得し、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など12品目を収集運搬。10tの特装車、10tバキューム車、4tアームロール車、4tユニックなど豊富な車両をそろえ、安全で機動力のある体制で、中間処理、リサイクルの流れをサポートしています。

■許可品目 (49頁を参照)

●収集運搬

愛知県・名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市／燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類

ダイキ建設 株式会社 (代表取締役／山崎 忠也)

〒454-0011 名古屋市中川区山王4-1-2 TEL.052-324-5277

同社は平成13年に創業。土木工事、管工事、浚渫工事など建設業とそれに伴い発生する汚泥、廃プラスチック類、鉋さいの産業廃棄物の収集運搬許可を愛知県、名古屋市、豊田市、岡崎市、岐阜県、岐阜市、三重県で取得。協力会社と連携して、建設廃棄物の減量化、リサイクルに取り組んでいます。

■許可品目 (49頁を参照)

●収集運搬

愛知県・名古屋市・岡崎市・豊田市／汚泥、廃プラスチック類、鉋さい



鮎の遡上

それは大変ですね。ところで船は上流も下流もその竹竿で進むんですか？

森 はい。下流に進む時、一般の方は帆先が下流を向くと思いませんか？

ええ、進む方に帆先が向いてるイメージです。

森 違うんですよ、帆先はいつも上流を向いていますから、川を下る時は後ろ向きになります。この船の操作は、まだまだ奥が深いですね。

ポイントは岸で決めてから行くんですか？

森 ポイントは季節によっても違いますが、ほとんど毎日川を見ているから、だいたいわかります。ポイントで錨をおろしてその周り

で釣りをします。鮎釣りは仕掛けも釣り方も複雑ですから、まだまだ勉強中です。

釣果はご家族で？

森 いえいえ、もう家族には不評です(笑)。でも毎年鮎を楽しみにしてくれている知人も多く、知合いに配っています。喜んでいただけるのは嬉しいですね。

川は自然のバロメーター

お話を伺っていると、川を知り尽くしてるという感じがですね。

森 川を見るのが好きなんです。川を見ているとどんどん世界が広がっていきます。例えば気象状況の変化や自然環境にも敏感になります。

環境…まさにお仕事とつながりそ

うですね。

森 例えば去年は1ヶ月冬が遅れました。そうすると山菜など土から出てくるものは半月、鮎の遡上も1月遅れました。雨が多かったとか、気温が高かったなど普通の人は忘れてしまうことも体感で覚えています。川は自然のバロメーターなんです。

何だか自然の大切さも感じられますね。森さんにとって釣りとは何ですか？

森 そうですね、私にとって釣りは人生の潤い、なければ生きていく意味がないといえるくらいのもので。心の中の半分は魚釣りですね。

半分ですか？

森 半分です。自分が死ぬ時は鮎釣りの時期が終わった秋がいいなとさえ思っています。解禁前でずっと心残りですからね(笑)。

本当に釣り中心ですね。今日はありがとうございました。

魚釣りから幅広い視野で環境などを見守る森氏。どうぞ今後とも川、魚と共にさらなるご活躍をお祈りしています。お忙しい中、ありがとうございました。



遺産にはどのようなものがあるか

遺産の範囲・9

1 損害賠償とは、多くの場合、不法行為による損害賠償が考えられます。しかし、債務一般が履行されないことによる損害賠償もありますし、建築請負契約において建築物に瑕疵がある場合の修補に代わる、または修補とともにする損害賠償請求もあります。この稿では、考え易い不法行為による損害賠償で見てみましょう。

2 例えば、交通事故で被相続人（父A）が死亡した場合、配偶者（Aの妻B）、A・B間の長男C及び長女Dの家族構成としましょう。これに、Bのお腹に胎児Eがいたとすると、Eが生きて生まれた場合と死産であった場合、生きて産まれてすぐ死んでしまった場合などで、B、C、DおよびEの相続分（相続の割合）が微妙に動きますが、ことさら複雑にしても基本的な考え方は変わりませんので、単純にEはないものとして考えます。

3 被相続人Aが交通死亡で死亡した、事故原因は全面的に加害者にありAは無過失とします。これで事例としてはスッキリしました。

さて、Aの生命が侵害されました（生命侵害）。この場合、Aに生じた損害と、一定の範囲の親族としてのB、C、Dの固有の損害と両方が認められます。そして、Aに生じた損害はB、C、Dに相続されます。

4 まず、Aの損害について。

① 逸失利益：Aが事故で死亡することがなければ就労可能期間働いて得ることができた収入、すなわち「得べかりし利益」です。給与所得者、事業者などの収入の形態によって計算方法が判例上一応定まっていますのでこれで計算します。Aが死亡しないで稼働して得るだろう利益から、Aの生活費を控除しなければなりません。これも、一家の支柱とかそうでない場合、既婚者・

独身者などで生活費控除の割合は違いますが、この稿は損害賠償債権の相続性に関してであって損害賠償額算定の稿ではありませんので、逸失利益額の計算方法についてははしりません。

逸失利益は被相続人Aの死亡によりAが失ったものとして相続されると解するのが一般的です。

② 葬儀費等：これを、葬儀費を負担したものの損害とするか、被相続人Aの損害とするかはどちらでもよいと思います。もし後者と考えるならばやはりAの損害であり、相続されます。余談ですが、葬儀費は、Aの年齢や社会的地位などによってその額が決まるでしょうが、葬儀に要した費用の全額が認められる訳ではありません。人はいつか必ず死ぬもので、そのときの葬儀は自費で執り行われます。それが、事故という外的要因で早められ予想外の時期に出費を余儀なくされたという考え方で、加害者・被害者（の遺族、相続人）の負担の衡平（公平）を考慮し、現実の葬儀費から相当程度減額されるのです。

③ 治療費・付添費：即死の場合は発生しませんが、治療や付添がなされた場合の被相続人Aの損害とされますが、現に治療費を出費した者、付き添った者に帰属すると考えるべきでありましょう。

④ 慰籍料（慰謝料）1：判例は変遷しましたが、現在では、死者にも慰籍料は発生し、相続されるとしています。

⑤ 慰籍料（慰謝料）2：死者の慰籍料（の相続）とは別に近親者固有の慰籍料が認められています。この近親者の慰籍料は、この稿の説例では相続権のないAの親（両親または一方が生存の場合のその親）にもみとめられます。

5 このように、損害賠償請求権（債権）も相続の対象となります。

事務局だより

平成18年度 第6回理事会 議事録

■開催日時 平成19年3月15日(木)

午後2時～午後4時

■開催場所 協会会議室

<承認事項>

第1号議案 「第30回通常総会・講演会」実施要領・役割分担について

3月26日に開催する「第30回通常総会・講演会」の次第・役割分担の実施要領について、資料に基づき事務局より提案、承認されました。

※通常総会後に開催する講演会は、戸塚ヨットスクール校長 戸塚 宏氏に「今日の教育荒廃を考える時」と題して講演をお願いしました。

第2号議案 [第30回通常総会]提出議案について

- (1) 第1号議案 「平成19年度事業計画(案)承認について」
- (2) 第2号議案 「平成19年度収支予算(案)承認について」

事務局より、通常総会への提出予定議案書に基づき説明があり、承認されました。

第3号議案 新規入会者の承認について

事務局に提出された正会員7社、賛助会員1社の加入申し込みについて事務局より提案があり、承認されました。(退会：正会員10社)

これにより、会員数は752社(正会員646社、賛助会員106社)となりました。

第4号議案 「平成19年度全産連会長表彰者」推薦について

地方優良事業所3社、地方優良従事者6名の推薦について、事務局より提案があり、事務局一任にて承認されました。

第5号議案 「平成19年度愛産協会会長表彰」の実施について

表彰規定に基づき例年どおり、功労者3名、優良事業所3社、優良従事者13名の表彰を実施することが承認されました。各支部から推薦いただき、理事

会で審査の上、6月開催予定の通常総会で表彰することとなりました。

第6号議案 暴力追放推進委員の推薦について

(財)暴力追放愛知県民会議より、次期(平成19年4月1日～平成21年3月31日)「暴力追放推進委員」の推薦依頼があり、協会より永井理事、事務局より大家次長の2名を推薦することで、承認されました。

<報告事項>

1. 全産連の「電子マニフェスト推進委員会の中間報告」について

事務局より、配布資料(全産連理事会資料)に基づき報告された。

2. 法令情報

- (1) 廃棄物処理法施行規則の改正について(平成19年2月15日公布)
- (2) 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(通知)

配布資料に基づき、経過措置で当分の間、適用猶予となっていた「マニフェストの報告義務」が平成18年7月26日の規則・付則改正により、全てのマニフェスト交付者に対し19年度のマニフェスト交付実績状況を平成20年6月に知事に報告するよう義務付けられた等、要点について事務局より報告された。

3. 「廃棄物処理法」に係る欠格要件の見直しに関する要望について

平成19年2月に全産連(法制度委員会にて審議取りまとめ)より国へ正式に提出した「欠格要件に関する要望事項」について、事務局より報告されました。

4. 協会・委員会・部会・支部・青年部会の活動状況について

第5回理事会(1月12日)以降の活動実績及び平成19年6月末までの予定について、事務局より配布資料に基づき報告されました。

行事報告

1月17日 中部地域協議会
 1月30日 全産連法制度委員会
 1月30日 講習会（特責）
 1月31日 講習会（特責）
 2月 5～9日 講習会（新規：特処）
 2月 9日 中部地域協議会
 2月14～15日 講習会（新規：収運）
 2月13日 実務者研修会
 2月15日 暴力追放セミナー
 2月20日 講習会（特責）
 2月21日 講習会（更新収運）
 3月 2日 電問マニフェスト説明会
 3月15日 理事会
 3月16日 産廃処理業優良化セミナー
 3月18日 講習会（特責）
 3月22日～23日 講習会（新規：収運）
 3月26日 第30回通常総会
 <以降予定>
 4月12日 暴力追放研修会
 5月17日 正副支部長会

5月24日 理事会
 5月29日 中部地域協議会
 6月 8日 第31回通常総会
 6月15日 全産連第23回総会

委員会・青年部会報告

■広報編集委員会

2月16日 「循環あいち」63号企画
 4月 5日 「循環あいち」63号校正

■企画委員会

3月 6日 第30回通常総会提出議案他
 <以降予定>
 5月17日 第31回通常総会提出議案書

■部会

1月26日 第5回電子マニフェスト普及検討部会
 2月14日 第6回電子マニフェスト普及検討部会

■青年部会

1月26日 新年交礼会
 2月 2日 2月全体会議（視察研修事業）間伐体験

■新規入会（正会員）

会 社 名 代 表 者 (許可番号)	住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	許可 区 分	許可の種類・品目			許可の 有効期限 (平成)
			収集運搬	中間処理 (処理方法・品目)	最終 処分	
(有) 朋栄社 板倉 旭雄 (015357)	〒447-0862 碧南市相生町2-115 TEL 0566-48-2888 FAX 0566-48-0063 (西三河支部)	県	6.8.11.12.13.15	破碎 6		22. 9.17
		岡崎	6.12.13			22. 9.17

会 社 名 代 表 者 (許可番号)	住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	許可 区 分	許可の種類・品目			許可の 有効期限 (平成)
			収集運搬	中間処理 (処理方法・品目)	最終 処分	
(株) 三四四 千賀 貴彦 (041908)	〒474-0055 知多市にしの台4-19-13 TEL 0562-55-9050 FAX 0562-55-0996 (尾張南支部)	県	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11. 12.13.14.15.16.17.18.20	圧縮 6.7.9.12 減容固化 6 選別 5.7.8.9.11.12.13.15 破碎 6.7.8.9.11		収 21. 3. 2 中 24. 1.16
		名	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11. 12.13.14.15.16.17.18.20			19. 7. 31
		豊橋	6.7.8.9.10.12.13.15			20. 4. 27
		岡崎	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11. 12.13.14.15.16.17.18			23. 9. 5
		豊田	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11. 12.13.14.15.16.17.18.20			23. 9. 5
		県	特04.特09			22. 10. 18
		名	特04.特09			22. 10. 31
		豊橋	特04.特09			22. 11. 13
		岡崎	特04.特09			22. 10. 26
		豊田	特04.特09			22. 11. 29
(有) メイコウ工業 魚住 直右 (126297)	〒470-0214 西加茂郡三好町大字2-17 明地字八和田山 TEL 0561-33-2526 FAX 0561-34-3250 (西三河支部)	県	6.7.8.9.11.12.13.15	破碎 13		収 23. 5.23 中 23. 7. 4
		名	6.7.8.9.11.12.13.15			23. 4. 30
		豊橋	6.7.8.9.11.12.13.15			23. 5. 10
		岡崎	6.7.8.9.11.12.13.15			23. 5. 7
		豊田	6.7.8.9.11.12.13.15			23. 5. 22
(有) 河口商店 河口 庄三 (002692)	〒444-0075 岡崎市伊賀町字7-117 TEL 0564-24-1374 FAX 0564-23-1922 (西三河支部)	県	1.6.7.8.9.10.12.13.15			20. 5. 10
		名	6.7.8.9.10.12.13.15			20. 5. 31
		豊橋	6.7.8.9.10.12.13.15			20. 5. 10
		岡崎	1.6.7.8.9.10.12.13.15	減容 6 圧縮 6.7.9.12 選別 6.7.8.9.12.13.15		収 20. 5.10 中 21. 5.26
		豊田	1.6.7.8.9.10.12.13.15			20. 5. 10
名成産業 (株) 伊藤 満寿夫 (121036)	〒4486-0932 春日井市松河戸町 字一ツ橋4076-1 TEL 0568-31-5705 FAX 0568-32-2124 (尾張北支部)	県	1.6.7.8.9.10.12.13.15			21. 11. 18
		名	6.7.8.9.12.13.15			22. 2. 28
		豊橋	6.7.8.9.12.13.15			22. 1. 11
		岡崎	6.7.8.9.12.13.15			21. 11. 18
		豊田	6.7.8.9.12.13.15			21. 12. 2

会 社 名 代 表 者 (許可番号)	住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	許可 区分	許可の種類・品目			許可の 有効期限 (平成)
			収集運搬	中間処理 (処理方法・品目)	最終 処分	
(有) 東海技建 西口 昭憲 (010036)	〒490-1435 愛知県海部郡飛島村大字 梅ノ郷字宮東66-1 TEL 0567-56-5344 FAX 0567-56-5355 (尾張西支部)	県	1.2.6.7.8.9.10.11.12. 13.14.15			23. 6. 9
		名	1.2.6.7.8.9.10.11.12. 13.14.15			23. 5.30
		豊 橋	1.2.6.7.8.9.10.11.12. 13.14.15			23. 6. 9
		岡 崎	1.2.6.7.8.9.10.11.12. 13.14.15			23. 6. 9
		豊 田	1.2.6.7.8.9.10.11.12. 13.14.15			23. 6. 9
ダイキ建設(株) 山崎 忠也 (078660)	〒454-0011 名古屋市中川区山王4-1-2 TEL 052-324-5277 FAX 052-324-5288 (名古屋支部)	県	2.6.14			23. 8.23
		名	2.6.14			23. 9.30
		岡 崎	2.6.14			23. 8.23
		豊 田	2.6.14			23. 8.23

〈許可品目欄番号の見方〉

●産業廃棄物品目／1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず 8. 木くず 9. 繊維くず 10. 動植物性残さ 11. ゴムくず 12. 金属くず 13. ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 14. 鉱さい 15. がれき類 16. 動物のふん尿 17. 動物の死体 18. ダスト類 19. 令第2条第13号産業廃棄物 20. 動物系固形不用品

●特別管理産業廃棄物品目／特01. 引火性廃油 特02. 腐食性廃酸 特03. 腐食性廃アルカリ 特04. 感染性産業廃棄物 特05. 特定有害廃PCB等 特06. 特定有害廃PCB汚染物 特07. 特定有害指定下水汚泥 特08. 特定有害鉱さい 特09. 特定有害廃石棉 特10. 特定有害ばいじん 特11. 特定有害燃え殻 特12. 特定有害廃油 特13. 特定有害汚泥 特14. 特定有害廃酸 特15. 特定有害廃アルカリ 特16. 令第2条第13号特定有害廃棄物

■新規入会(賛助会員)

(株) テクノ中部(名古屋支部) 名古屋市港区大江町
※正会員 → 賛助会員

■社名変更及び住所変更

(有) 金光商店(尾張西支部) → (株) 金光
一宮市久字九百坪103 → 一宮市蓮池字郷西44
(有) エコフォレスト(名古屋支部)
→ (株) エコフォレスト
(有) エイティーサービス(名古屋支部)
→ エイティーテクノ(株)

■退会(正会員)

永瀬商店 一宮市三ツ井(尾張西支部)
(株) ソーエー 三重県桑名市(県外)
(株) 大成プレゼント 豊田市曙町(西三河支部)
(有) コクブ 三重県桑名市(県外)
(有) エビナ興業 常滑市久米(尾張南支部)
大平化学産業(株) 春日井工場 春日井市坂下町
(尾張北支部)
(株) コーワ 豊田市金谷町(西三河支部)
(株) 瑞穂 豊田市岩神町(西三河支部)
(有) 近藤産業 名古屋市千種区井上町(尾張北支部)

編	集
後	記

電子マニフェスト化への動きは、排出事業者側から見れば多くの処分業者がやってないから出来ない、また処分業者側からは出す元の排出業者にその気がないからダメだ、と双方が躊躇し合っているのが実態ではないだろうか。

まず多量排出事業者が処分業者を伴って取り組み、次に中口・小口事業者へと段階的推進こそが必要である。ここで一部規制が伴っても仕方がないと思う。

この為に必要な補助・助成も期待したいし、電子／紙マニフェスト併用時の事務処理を容易化するシステムを構築する等の支援も必要であろう。

IT化・IC化のメリットは皆周知のところであり、大きい。ダイオキシン対策時の産廃焼却炉を皆の力で乗り切ったように、これも不可能ではない。

ただネットの弱点であるシステム停止や情報・データの漏れ・流出だけは出さぬよう、情報処理センターは勿論、利用する我々も充分注意をして当らねばならない…。と考える一人です。

■広報編集委員

- 委員長 堀川 政男 (株)アミニティライフ
 副委員長 鈴木 鉄雄 福田三商(株)
 委員 梶田 弘一 (社)愛知県建設業協会
 “ 上田 良彦 名古屋菱重興産(株)
 “ 浦田恵美子 マルサ(株)
 “ 片山憲三郎 (株)金属資源開発商会
 “ 森 竜也 (株)海青
 “ 伊藤 高俊 豊田ケミカルエンジニアリング(株)
 “ 三宅 学 (株)三和住宅
 “ 鬼頭 秀幸 (有)リサイクリング産業
 “ ※清水 宏臣 (有)清水商店

※清水宏臣氏は4月より松井忠博氏((有)松井工業)に代わって就任

■支部別会員数

平成19年3月26日現在

支部名	正会員数	賛助会員数	合計
名古屋支部	203	64	267
尾張西支部	88	8	96
尾張北支部	90	9	99
尾張南支部	50	8	58
西三河支部	117	6	123
東三河支部	72	9	81
県外	26	2	28
合計	646	106	752

循環あいち

第63号

平成19年(2007)4月20日発行

編集 『循環あいち』広報編集委員会
 発行 社団法人 愛知県産業廃棄物協会
 〒460-0022 名古屋市中区金山二丁目10番9号
 (第8フクマルビル5階)
 TEL(052)332-0346 FAX(052)322-0136
<http://www.aisankyoku.com> E-mail:info@aisankyoku.com
 発行人 近藤成章
 事務局 大家健雄
 編集協力・制作 有限会社トピック

〈広告掲載会社名〉

近藤産興 株式会社
 株式会社 タジリ
 株式会社 明輝クリーナー

株式会社 海部清掃
 株式会社 ダイセキ

オオブユニティ 株式会社
 サトマサ 株式会社

今日から明日へ明日から未来へ……
人と街と文化のために、暮らしと環境の調和を目指します。

人々の快適な暮らしのために、「環境整備のプロ集団」として、地域社会の環境美化に取り組むオオブユニティ。

積極的に先進技術・ノウハウの構築を図り、総合的なメンテナンス体制のもと、

多様化・高度化するニーズにきめ細かくお応えしています。

自然環境を守り伝え、豊かな都市文化をも育む「美しい街づくり」。

私たちはより大きな視野からアメニティ創造の可能性を追及し、

「快適生活」のトータルサプライヤーとして、常に新たなチャレンジを続けてまいります。



UNITY

オオブユニティ株式会社

〒474-0001 愛知県大府市北崎町駒場88番地

TEL (0562) 47-0535 (代表) FAX (0562) 47-0531

●一般廃棄物処理事業 ●都市環境清掃整備 ●下水道調査・修理 ●産業廃棄物処理事業 ●処理場の管理 ●ビル管理清掃 ●工場環境清掃整備

企業理念

“安全で安心”

豊かな社会と自然環境の創造は
私たちの使命です

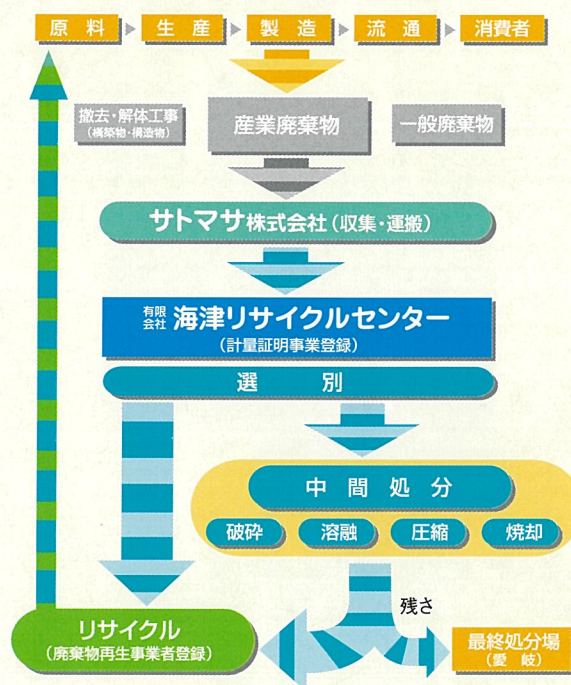


サトマサ 株式会社

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境（環境アセスメント）の保全を図る上で極めて重要なことであります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである「ISO14001」認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

(社) 愛知県産業廃棄物協会
(社) 岐阜県産業環境保全協会
(社) 三重県産業廃棄物協会
岐阜県産業廃棄物処理協同組合
岐阜県建設廃材処理協同組合
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

サトマサ 株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp>

E-mail : info@satomasa.co.jp